

障害者特別委員会・厚生労働部会 合同会議

次 第

平成23年4月14日(木)

12:00～

自由民主党本部901号室

○開 会
松 本 純 障害者特別委員会事務局長

○挨拶
衛 藤 晟 一 障害者特別委員長
田 村 憲 久 厚生労働部会長

○議 事
東日本巨大地震・津波災害対策についての要望の聴取

— 質疑応答 —

○閉 会

【出席省庁・団体一覧】

<省 庁>

内閣府

政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(障害者施策担当)
政策統括官(防災担当) 付参事官(災害予防担当) 付参事官補佐

関石 丸 英 一 郎

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

精神障害保健課長

自立支援振興室専門官

障害福祉課課長補佐

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

土 生 氏
福 田 口 氏
道 口 氏
高 躰 氏
橋 氏

<団 体>

・日本発達障害福祉連盟

・日本精神科病院協会

・日本盲人会連合

・全日本ろうあ連盟

・全日本手をつなぐ育成会

・日本知的障害者福祉協会

・社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

・全国身体障害者施設協議会

・全国社会就労センター協議会

・全国精神保健福祉会連合会

・日本精神保健福祉士協会

・全国脊髄損傷者連合会

・日本相談支援専門員協会

・日本身体障害者団体連合会

・日本発達障害ネットワーク

・日本自閉症協会

・全国児童養護施設協議会

・全国社会福祉協議会

・全国肢体不自由児・者父母の会連合会

・全国知的障害者施設家族会連合会

・全国地域支援ネットワーク

・全国児童発達支援協議会

・障害者インターナショナル日本会議

会長

会長

事務局次長

会長

事務局

事務局長

事務局

副理事長

事務局長

会長

事務局長

制度・予算対策委員長

事務局

事業振興委員長

調査・研究・研修委員長

事務局

//

理事長

常務理事長

副理事長

事務局長

事務局長

会長

常務理事 事務局長

事務局

副代表

事務局長

副会長

児童福祉部副部長

常務理事

事務局

会長

理事長

会長

事務局

金山朝笹高

久秋

松矢中宇真岡東牧星小川大大池中小森佐高山土下上宮由片加今

子崎隈川柳

(随行)

松間

(随行)

井吹原美下崎場野野川崎塚濱田島川

藤山浦田澤野澤岐桐藤村

(随行等1名)

健學喜彦子名二子名子一強夫司志文典樹平子子真英夫一司奈子市行美密子透彦仁登名

尉吉周等三尋等美了

岩宗貴良恭友耕洋淳

幸秀榮祐加恵正秀秀

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

英 公 正

<要望のみご提出頂いた団体>

・日本グループホーム学会

平成 23 年 4 月 14 日 自由民主党
障害者特別部会・厚生労働部会合同会議

東日本巨大地震・津波災害対策についての要望（児童養護施設）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

1. 震災以降、不眠不休で働く現場職員への支援と職員の配置規準の底上げをご検討いただきたい。

今般の震災では、幸いなことに児童・職員本人の命にかかわる重大な事態に至らなかった。しかし、いまだ余震の続く大きなストレスのなか自らも被災者である職員が気力・体力を尽くして子どもたちの養育にあたっており、その疲労もピークに達しつつある。

こうした現場職員を支援するため、職員に対する特別な手当（加算）等についてご検討いただきたい。

また、災害時の子どもたちの安全を確保するためには現状の職員配置基準は十分とはいえず、配置基準の底上げが必要であり、ご検討いただきたい。

2. 被災地の児童養護施設の建物・設備について、専門家による検査を実施し、また、必要に応じた補修費用が確保できるよう支援していただきたい。

今般の震災での建物の倒壊等は報告されておらず、津波を避けるために一時的に避難をした施設や、原発の状況を危惧して自らの判断で一時的避難生活を送った施設もあったが、現在はすべて元の施設での生活に戻っている。

しかし、建物や設備等に被害を受けた施設は多く、相次ぐ余震によるダメージの蓄積も懸念されるところである。専門家による被害状況の確認・判定が必要であり、その費用や補修費用の確保等について支援していただきたい。

日盲連発第3号
平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 殿
厚生労働部会長 田村 憲久 殿

社会福祉法人 日本盲人会連合
会長 笹川 吉彦

要 望 書

我が国歴史上最大の惨事と言われる東日本大震災により厳しい生活を強いられている視覚障害者に対し、その窮状を救うため下記事項について格別のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 障害者の所在確認について

大震災発生後すでに40日を経過した今日でも障害者の存在が確認されておりません。行政の責任において早急に所在確認をするよう図っていただきたい。

また、関係団体に対し、障害者リストの公開を緊急措置として講じていただきたい。

2. 仮設住宅等への優先入居について

仮設住宅及びその他の公営住宅に対する障害者枠を設け、緊急度の高い障害者が優先的に入居できるよう図っていただきたい。

3. 被災在宅生活者の援助について

避難所に入らずに在宅で生活している障害者について、その実態を把握するとともに、食料、日用品など必要な物品について配布するよう図っていただきたい。

4. 他の自治体に一時避難した障害者に対する取扱いについて
居住地以外の自治体に一時的に避難生活する障害者に対し、従来通りの福祉サービス（特にホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣など）適切に対応していただきたい。

5. 情報提供について
避難所生活者はもとより、在宅生活者など障害者に対する情報提供については、万全の措置を講じていただきたい。
特に、視覚障害者に対しては、口頭による情報伝達について充分配慮していただきたい。

6. 自営業者に対する配慮について
雇用労働者については、臨時の措置が講じられようとしていますが、それと同様の取扱いを自営業者に対しても配慮するよう図っていただきたい。
特に視覚障害鍼灸マッサージ師が施術所に被害を受けているようなケースについては、1日も早く再開できるよう資金援助について配慮していただきたい。

以上

平成23年4月14日(木)
12:00～ 自由民主党本部901号室

障害者特別委員会・厚生労働部会合同会議

団体からの御要望一覧

平成 23 年 4 月 13 日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員会 御中
厚生労働部会
関係各位

社団法人日本発達障害福祉連盟 会長 金子健

災害時障害者支援に関する要望

日頃より障害のある人々の地域社会での生活充実のためにご尽力を賜りまして、感謝申し上げます。

今回の東日本巨大地震の発生に伴う障害のある人々、とりわけ知的障害を含む発達障害のある人々の支援に関して、以下の諸点について重ねてお願いを申し上げます。

1. 災害・緊急時の情報提供に関して、対象の人々に理解しやすい方法の検討
・・・緊急放送等の理解について
2. 避難に際して、避難場所等への誘導方法について
・・・指示の視覚化の促進と統一
3. 避難場所等での心理的安定の確保
・・・福祉避難所の確保
4. 簡便な情報アクセス手段の開発促進
・・・インターネット、携帯電話、ツイッター等を活用した受信・発信

*社団法人 日本発達障害福祉連盟（1974 年設立）

構成団体 （福）全日本手をつなぐ育成会

（財）日本知的障害者福祉協会

全日本特別支援教育研究連盟

日本発達障害学会

日精協発第 11014 号
平成 23 年 4 月 8 日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 先生
厚生労働部会長 田村 憲久 先生

社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

東日本巨大地震災害に係る要望について

3月11日に発生した東日本巨大地震及び地震に伴う大津波さらに福島原発事故により、東北地方の太平洋沿岸地域は壊滅的打撃を受けており、同地域における精神科病院や精神障害者施設においても崩壊・水没・強制退避等によりかなりが機能不全の状態となっております。被災に見舞われた病院や施設は、今日まで厳しい経済状況の中で地域精神保健医療福祉の提供に必死に頑張っておりましたが、今回の災害により立ち直れないほどの甚大な被害を受けております。現状、被災された精神疾患患者等に対する医療や、保健福祉の提供、さらに今後必要とされる地域住民への心のケア、メンタルヘルスケア等についても大変深刻な状況となっており、今後チーム医療等派遣も長期的展開が予測されるなど、従前の提供体制を取り戻すには想像を超える支援体制が必要と考えます。是非とも国の絶大なる援助を願うものであります。

また、このような中にあってもそれぞれの被災病院や施設は、一刻も早く立ち上がり従前どおり地域の精神保健医療福祉の提供に貢献できることを切に願っております。

つきましては、これら被災病院や施設に対しましても、もう一度地域において精神保健医療福祉の提供体制の構築ができますよう、国策としての救済のお取り組みをいただきたく、ご高配方お願い申し上げる次第です。

また、今回の地震により、被災地である東北地方の病院・施設はもとより、停電等の影響を受けている関東地方の病院・施設においても、地域精神保健医療福祉の提供が非常に厳しい状況におかれています。

以上、このような厳しい現状に鑑み、当協会として下記の要望をいたしたく、是非とも実現のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 被災地域住民に対する「心のケア・メンタルヘルスケア」等の提供体制についての要望

甚大な被災の現状を鑑み、今後、必要とされ長期化が予測される被災地域住民への「心のケア・メンタルヘルスケア」等の提供体制の強化・支援策を講じる。

2. 被災精神疾患患者等に対する保健医療福祉の提供体制についての要望

甚大な被災の現状を鑑み、被災精神疾患患者等に対する保健医療福祉の提供体制の強化・支援策を講じる。

3. 特別な資金的援助についての要望

被災病院・施設は、短期的に見ても次のような深刻な課題に直面しているため、早急にこれらに対する特別な資金的援助策を講じる。

- ① 職員の給与支給の目途が立たない。
- ② 退職を申し出た職員に退職金が支払えない。
- ③ 当面必要な諸費用の準備ができない。

4. 甚大な被災病院・施設における借入金の返済免除についての要望

甚大な被災病院・施設が再度同地域において従前どおり復興するために、現在の借入金の返済免除策を講じる。

5. 病院・施設復興までの間の職員の雇用の維持についての要望

甚大な被災病院・施設が再度同地域において従前どおり復興するために、復興までの間、現在の病院・施設職員の雇用形態が維持できるような措置（例えば、被災病院・施設が復興まで病院・施設職員を他の保健・医療・福祉機関等へ派遣が出来るようにして、雇用の継続を維持するなど）を講じる。

6. 診療報酬等の基準の緩和についての要望

甚大な被災の現状を勘案し、基準の緩和策を講じる。

7. 独立行政法人福祉医療機構からの援助についての要望

3月15日独立行政法人福祉医療機構から、「東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧資金の概要（医療貸付）」として、援助策が発出されたが被災地等

の現状を鑑みると十分な措置とは言い難いものであるため、更なる援助策を講じる。

- ① 増改築資金の融資率は100%とする。(実額とする)
- ② 貸付期間を最長30年とする。
- ③ 貸付期間のうち据置期間を3年とし、利子猶予期間を5年とする。
- ④ 長期運転資金は、前年度診療報酬及び介護報酬実績の3ヶ月分とする。
これは、人件費の半年分を確保するためである。
- ⑤ 長期運転資金は無利子、無担保、無保証とし、償還は7年とする。

*同日、医療法人福祉医療機構より発出された「東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧資金の概要(福祉貸付)」についても、被災地等の現状を鑑み更なる援助策を講ずる。

8. その他、税制上の特別な優遇措置についての要望

甚大な被災の現状を勘案し、精神保健医療福祉機関としてその機能を維持するためにも税制上の優遇措置を講ずる。

以上

日盲連発第3号
平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 殿
厚生労働部会長 田村 憲久 殿

社会福祉法人 日本盲人会連合
会 長 笹川 吉彦

要 望 書

我が国歴史上最大の惨事と言われる東北関東大震災により厳しい生活を強いられている視覚障害者に対し、その窮状を救うため下記事項について格別のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 第1次避難所での生活は多くの面で極めて困難です。1日も早く福祉施設など第2次避難所に移動できるよう図っていただきたい。
2. 他県等からの支援によりホームヘルパーやガイドヘルパー（移動支援従事者）を確保し、最低限の生活ができるよう図っていただきたい。
3. 生活の基盤を失い生計維持が困難となった障害者には、可及的すみやかに生活保護を適用し生活への不安を取り除いていただきたい。
4. 鍼灸マッサージ施術所が被災し経営できなくなったものに対しては、生活福祉資金に特例を設けるなどして1日も早く営業できるように図っていただきたい。
5. 被災した障害者の実態を早急に調査し、今後の諸対策の推進に活用していただきたい。

以上

自由民主党政調調査会
障害者特別委員長 衛藤晟一様
厚生労働部会長 田村憲久様

財団法人全日本ろうあ連盟

東日本大震災における要望

1. 避難所にいる聴覚障害者には、他の避難者と同等に情報が提供されるようにすること。

- ・避難所においては、本人からの申し出を待つことなく、避難者受付のときに聴覚に障害があるかどうか確認すること。
- ・聴覚障害者の存在を確認したときは、避難所所在都道府県の聴覚障害者団体、聴覚障害者情報提供施設に連絡をすること。
- ・避難所にて音声により周知及び情報提供する場合は、必ず、文字情報および手話にて掲示、伝達すること。
- ・聴覚障害者は避難所にいる人たちと会話ができないため、心理的に孤立しストレスが大きくなる。手話の出来る人や筆談で会話できる人を派遣したり、配置したりするなどの心のケア対策についても十分に配慮すること。

2. 被災県外の避難所にいる聴覚障害者は、その避難所所在地自治体のコミュニケーション支援事業及び相談支援事業の対象者とする
こと。

上記の避難所における対応に加え、被災県外の避難所には下記のような対応を
要望します。

- ・居住市町村とは違う地域（市町村外、または都道府県外）の避難所にいる場合は、その避難所がある市町村のコミュニケーション支援事業および相談支援事業の対象者とする
こと。

3. 聴覚障害者がいる避難所でテレビ視聴が可能な場合は、テレビ及び聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴンⅢ）を設置し、CS 障害者放送統一機構の聴覚障害者向け放送が視聴出来るように
すること。

- ・テレビ視聴が可能な避難所には、地上デジタル放送受信テレビ及び聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴンⅢ）を設置し、CS 障害者放送統一機構の聴

覚障害者向け放送「目で聴くテレビ」が視聴できるようにすること。

- ・避難所には高齢者も多く、高齢者の中には、身体障害者手帳を持っていないくても、中度・軽度の聴覚障害を持ち、テレビの音声聞き取れない人がいると思われる。身体障害者手帳を持つ聴覚障害者にこだわらず、避難所には手話と字幕が必ず付く「目で聴くテレビ」が受信できるようにすること。
- ・聴覚障害者家庭に設置しているアイ・ドラゴンⅠ・Ⅱを持っていて、Ⅲに交換がまだの世帯に対し、早急に連絡をとり、Ⅲへの交換作業を進めること。

4. 災害時の聴覚障害者への情報提供等の拠点ともなる、聴覚障害者情報提供施設の設置を早急に進めること。未設置の都道府県には強く指導すること。

- ・聴覚障害者情報提供施設は、災害が起こった場合の聴覚障害者の避難所であり、救援本部として機能する役割を持つ大切な施設である。各自治体の災害対策においては、聴覚障害者情報提供施設を組み込んだ対策を講じること。

5. テレビ放送における聴覚障害者への情報・コミュニケーション保障のため、放送局に対し下記の指導及び必要な助成措置を行うこと。

- ・災害に係わるテレビ放送（ニュース、解説放送、ローカルニュース）には、手話及び字幕を付けること。
- ・CS障害者放送統一機構が行う「目で聴くテレビ」は、災害時の補完放送として重要な役割を果たしている。「目で聴くテレビ」に対する公的助成措置を行うこと。
- ・NHKの「手話ニュース」の回数・時間を増やし、聴覚障害者が十分に情報を得られるようにすること。
- ・官邸記者会見をはじめ大臣の記者会見等には手話通訳者を配置すること。また政府関係の放送をインターネットで配信する時は、必ず字幕、手話を付けること。

6. 首相官邸における記者会見時の手話通訳者は、官房長官等話し手の横に立ち、手話通訳する方法にすること。

- ・現在行われている官邸記者会見の手話通訳は話し手から離れているため、映像ではワイプ方式で映される。そのため各放送局のニュースではワイプが外され、話し手のみの映像が映されるのがほとんどである。
ニュース番組などどんな場合でも手話通訳付きで見られるよう、手話通訳者は話し手の横に並んで立って手話通訳する方法に変えること。

以 上

東日本大震災において被災した 障害のある人とその家族への支援に関する要望書

日頃より、知的障害のある人を持つ家族と本人の団体である本会に対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。東日本大震災で被害に遭われた障害のある人とその家族を支援するため、本会として下記の事項を要望いたします。

○被災した知的障害のある人の財産管理に支援が必要

知的障害のある本人に代わって親や後見人が貯金や生活費の管理を行っている人の場合、親や後見人が震災により亡くなるなどすると、自分の貯金をおろせなくなります。また、今後は保険金の受取や義援金の給付のための手続きや財産管理も必要になります。被災地で新たに後見人を選定するなどの対応には、限界があります。被災した知的障害のある人の財産管理を支援するため、後見人選定の手続き簡素化といった成年後見制度の柔軟な運用も含めた対策を講じてください。

○避難先での継続的なサービスを確保

障害のある人が避難所などに避難しても必要な福祉サービスが受けられるようにしてください。福祉避難所などで障害者自立支援法のサービスを利用する場合や、地域生活支援事業を引き続き利用したい場合に、それらのサービスが確保できるような対策を講じてください。

○通所など日中活動の場の確保

避難生活の長期化により、避難先で常時障害のある人を支える家族の負担はすでに限界に達しています。避難所内の一角や仮設の建物でも、障害のある人が日中集まって過ごせる場所をつくってください。

○民間住宅借り上げ時の家賃補助

民間住宅を借り上げて福祉避難所を設置する場合、その住宅の提供側に大きな家賃負担が生じます。障害のある人の避難先確保が滞らないよう、福祉避難所として民間住宅を借り上げる際の家賃を補助してください。

○仮設住宅でのグループホーム等の設置

地域のグループホーム等で生活していた人の生活環境の継続性を確保するためにも、仮設住宅の中に障害のある人のグループホーム等の設置が認められるようにしてください。

○被災施設・住宅の建て替えや補修への補助

損壊や流出といった被害を受けた福祉施設やグループホームなどについて、その建て替えや補修のための財政的支援策を速やかに講じてください。

○自立支援給付費の市町村負担割合の見直し

被災地自治体では災害対策や復興対策への費用負担などから財政が逼迫し、新たに必要となる福祉サービスの支給決定がなされなくなる可能性があります。震災発生後に新たに必要となったサービスに限り、自立支援給付費の市町村負担割合を大幅に軽減するなどの対策を講じてください。

以上

平成23年4月14日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛藤 晟一 様

厚生労働部会長 田村 憲久 様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 中 原 強

東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書

日頃より、知的障害福祉の推進に向けて、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震によって、東北地方を中心とした広範囲にわたる地域で甚大な被害となっております。

現在、福祉施設等においては、地震に伴う大津波の発生により福祉施設が倒壊しサービスが提供できない、ライフラインの寸断や移動手段が確保できない、福島原発の被害により福祉施設自体が利用者とともに避難せざるを得ない、などの様々な制約があるなかでも、懸命に利用者支援にあたっています。

つきましては、障害のある方々及びそのご家族を支える福祉施設等の復旧等に向けて、次の事項につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 福祉施設等において支援を行えない場合についても、様々な方法で利用者支援を行っている場合においては、財政的支援を含めた対応を図ってください。
2. 地震に伴い発生した大津波によって倒壊した施設について、一日も早く利用者支援が行えるよう、早急に仮設施設の建設を行ってください。なお、倒壊した施設の復旧に向けて、施設整備費を拡充するとともに、事業者負担を伴わない特例措置を講じてください。
3. ライフラインの寸断や移動手段が確保できない施設等に対して、ライフラインの復旧やガソリンの安定供給がなされるまでの間、必要な支援を行ってください。
4. 被災したグループホーム・ケアホーム入居者や在宅生活者に対して、住宅の確保と必要な支援が受けられるようにしてください。
5. 震災により職場を失った障害者への所得保障を行ってください。
6. 福島第一原発事故の放射能の影響により、避難をせざるを得ない福祉施設の移転先の確保や、避難後の生活への全面的な支援を行ってください。加えて、福島県からの避難者への根拠のない風評を防止してください。
7. 障害福祉サービスの新体系への移行期限は平成24年3月までとなっていますが、被災施設では移行準備ができないことも想定されることから、特段の配慮をお願いします。

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛 藤 晟 一 様
厚生労働部会長 田 村 憲 久 様

東日本巨大地震・津波災害対策についての要望

社会福祉法人
全国重症心身障害児（者）を守る会
会 長 北浦 雅子

日頃より格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、極めて困難の中で支援に活躍されている方々に深く感謝申し上げます。

皆さんが一日も早い立ち直りができますよう、私どもも微力ながら支援にあたっています。つきましては、次の事項について、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 重症心身障害児者の避難の実態把握と支援への対応

在宅の重症心身障害児者（以下「重症児者」という）については、親同士
の連携により安否や避難の状況把握に努めていますが、いまだ避難先が十分に把握されるには至っておりません。重症児者は、医療的ケアが必要という問題を抱えておりますので、実態把握にご支援をいただきますようお願いいたします。

2 在宅の重症児者の避難介護受け入れ施設の確保と施設等で受け入れ実施した場合の財政支援について

重症児者については、介護支援に当たり、医療的ケアの必要がある者については、避難所での生活は困難な場合があります。このため施設に一時入所が必要となる事態があるので受け入れ先の確保と、介護支援が行われた場合についての財政支援をお願いいたします。

3 原発事故 30 キロ圏内近辺の施設が退避指示が出された場合の問題

放射能被害防止のため屋内待機にある重症心身障害児施設（病院）から入所児（者）を他県内の施設へ避難の必要が生じる恐れがあります。

このような場合における国及び自治体間の連携と責任体制の確立を図るとともに、以下のことについて配慮されるようご支援をお願いします。

- 重症児者は、環境の急激な変化に弱いため移送時及び移送直後に生命の危険が予想されることから移送等に特別な配慮が必要であること
- 入所者の移転は、期間が長期に亘ることが考えられることから、同行する職員の生活基盤の問題に配慮を要すること
- 移送先が複数の施設に分散する必要がある場合の調整機能の在り方
- 避難移転における介護費用の支援に関すること

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛 藤 晟 一 様
厚生労働部会長 田 村 憲 久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会 長 伊 藤 勇 一

東日本大震災にかかる要望について

1. 被災地における障害者の安否確認と継続的な実態把握の実施

各機関の情報の一元化を図るとともに、被災地における障害者一人ひとりの安否確認を徹底して行っていただきたい。

また、被災地において必要となる支援は、時間の経過とともに変化していくので、きめ細かく障害者の支援ニーズを把握できるよう継続的な実態把握を実施していただきたい。

2. 災害義援金の迅速な配布と災害障害である障害者への手厚い配分

被災した障害者等に災害義援金（中央共同募金会、日本赤十字社等）がいち早く配布されるようにしていただきたい。また、配分委員会で検討する配分基準については、災害弱者である障害者に特段の配慮をいただきたい。

3. 被災施設が負担なく応援職員を受け入れる仕組みの構築

被災地の施設等では、職員が不眠不休の活動を行っているが、国の仕組みでは、応援職員に係る経費等を被災施設が負担することとされており、そのことが応援職員の要請を留まらせる大きな要因となっている。被災施設が負担なく応援職員を受け入れることができる仕組みを早急に構築していただきたい。

4. 被災地から避難した障害者の受入れを行った施設に対する支援

被災地から避難した障害者に対して、心理的なケアと本人のニーズにより添った個別支援を実現する良質なサービスの提供が必要である。そのため、受入先の障害者支援施設等に対する応援職員等の派遣等必要な対策を早期に講じていただきたい。

なお、その際には、受入れ先の施設の意向が十分反映できるように柔軟な取り扱いが可能となる仕組みにしていきたい。

5. 被災地から避難する障害者の受入れに係る移送

被災地から避難する障害者の移送に関しては、利用者のニーズを十分に尊重し、受入先の障害者支援施設等の意向を十分に踏まえつつ、利用者が安心できる安全で速やかな移送が実現できるように具体的な対策を早期に講じていただきたい。

6. 医療的ケアを必要とする障害者への経管栄養剤等の確保

経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害者は、日々、経管栄養剤等を使用しているが、経管栄養剤等が全国的に不足しており、入手しにくい状況である。

現在、類似製品の代替による対応等が求められているところであるが、自己負担が増大しないように代替品においても保険適用になるように特段の配慮をお願いしたい。

7. 被災施設等の復旧・復興に向けた最大限の支援

被災施設等の復旧・復興に向けて、未曾有の災害に対応し、前例にとらわれず、建物等を現状復帰できる水準の補助を行っていただきたい。また、過去の借入金の償還免除や償還期間延期が図られるような特別な措置を講じていただきたい。

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛藤 晟一 様

厚生労働部会長 田村 憲久 様

東日本大震災にかかる要望について

全国社会就労センター協議会
会 長 近 藤 正 臣

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、被災にあった就労系支援施設・事業所等の利用者支援等のため、下記の対策を講じてください。

要援護者支援策

1. 被災地における障害者の安否確認を徹底してください。

本会としても努力を続けておりますが、未だ連絡のとれない施設・事業所があります。各機関の情報の一元化を図るとともに、障害者一人ひとりの安否確認を徹底してください。

2. 新たな支援ニーズに対し、柔軟なサービス提供を可能としてください

日中活動サービス、訪問サービスの支給量の適切な見直し、地域生活支援事業の避難地自治体での利用、サービス区分の暫定的な一本化等により、必要なサービスを的確に利用できる取扱いとしてください。

3. 障害等に配慮した福祉避難所の指定、仮設住宅の設置を行ってください

被災した障害者の行き場がない、避難所で福祉的支援が受けられずに困っているといった実態があります。適切な福祉施設・事業所等を福祉避難所に早急に確保、指定するとともに、仮設住宅の建設に当たっては、バリアフリーの設置を義務化してください。

4. 災害義援金の早期配布と災害弱者である障害者への手厚い配分を行ってください

被災した障害者の生活支援のために、災害義援金（中央共同募金会、日本赤十字社等）をいち早く配布する工夫をいただくとともに、配分委員会で検討する配分基準については、災害弱者である障害者に配慮した手厚い配分となるようご配慮ください。

5. 計画停電の利用者に及ぼす影響の深刻さをふまえ、対策を講じてください。

計画停電の実施においては、計画性がなく時間帯も不定期であることから、電車の不規則運転が行われ、それによって、利用者の通所時間帯が変わったり、急に利用が不可能になるといった実態が生じました。そのため、日常の生活リズムが乱れ、パニックを起こすといったこともありました。今後は、「計画停電方式」ではなく、「固定時間停電方式」とし、利用者の規則的な生活を可能としてください。

6. 就労系施設・事業所の利用者の賃金・工賃補填を実施してください。

被災地の就労系支援施設・事業所では、建物の倒壊や生産設備の破損、福島原発事故等により、事業の継続が困難な状況に置かれており、賃金・工賃を支払うことができません。

また、被災地はもとより、計画停電の影響、重油燃料や原材料不足等により、事業運営面で様々な困難が出ており、利用者の賃金・工賃の支払いに大きな影響を与えることは必至であります。

就労系施設・事業所を利用する障害者にとっては、賃金・工賃は日々の生活のため、大きな位置付けとなっております。その支援策について早急に検討、実施してください。

7. 就労系施設・事業所の利用者の工賃増につながる「工賃倍増5か年計画事業」の一層の推進・延長と、官公需・民需等にかかる施策を講じてください

災害の影響で、仕事の確保がむずかしい状況にあります。利用者の賃金・工賃につなげるため、「工賃倍増5か年計画事業」の一層の推進・延長と、官公需・民需等の仕組みづくりを講じてください。

施設・事業所支援策

8. 応援職員に係る経費について、受け入れ施設の負担を生じさせないでください

被災地の施設・事業所では、職員が不眠不休の活動を行っており疲弊しています。しかし、現在の仕組みでは、応援職員に係る経費等を受け入れ施設が負担することとされており、そのことが、応援職員の要請を留まらせている大きな要因となっています。負担なく、応援職員を受け入れることの出来る仕組みに早急に変えてください。

厚生労働省がこれまで、被災地の施設・事業所に対し派遣要望の調査を実施していますが、上記の仕組みとしたうえで、最新のニーズ把握を実施し、的確な派遣を早急に行ってください。

9. 被災地等における就労系支援施設・事業所が、利用者支援を継続できる手立てとして、支援策を講じてください。

現在、被災地域の施設・事業所では、利用者の安否確認、自宅訪問、避難所支援、他施設・事業所の利用者や要援護者の受け入れ等、障害者の命を守ろうと、全力で支援を続けています。その支援を続けるために、当分の間、利用実績状況に関わらず、報酬支払を実施してください。また、想定外の経費、予算を大幅に上回る支出に対する支援策についても、今後、実態把握の上適切な支援をお願いします。

10. 計画停電の影響を受ける施設・事業者について、概算支払いの対象としてください。

計画停電による電車の不規則運転により、利用者の方々が通所困難になるなど、施設・事業所の大幅減収につながっています。被災地のみでなく、計画停電の大きな影響を受けている施設・事業所についても、報酬の概算払いの対象としてください。

11. 施設・事業所への車両燃料の確保を行ってください

施設・事業所では、夜間・休日の職員及び交替勤務職員の確保、利用者の送迎等が利用者の生命・安全・安心を確保する上で不可欠ですが、車両燃料が確保できず苦慮しています。緊急車両同等にガソリン等の優先給油を可能とする措置を講じてください。

12. 被災施設・事業所の復旧・復興に向け、最大限の支援を行ってください

何にもまして、慣れ親しんだ日中活動の場、住み慣れた場所はかけがえのないものです。被災にあった施設・事業所の復旧・復興は急務であります。未曾有の災害に対応し、前例にとらわれず、被災施設・事業所の建物、生産設備等を現状復帰できる水準の補助を行ってください。現状復帰が困難な事業所・施設に対しては、復興のための特別な支援策を講じてください。また、過去の借入金の償還免除や償還期間延長が図られるような特別な措置を講じてください。

東日本大震災における安否確認情報

平成23年4月12日現在

県名等	確認状況	(確認中)	会員数	①	②	備考
岩手県			231名			
沿岸	全員無事		29名	7	1	2名が避難所に
県南	全員無事		108名			3人ほどやむなく
県北	全員無事		4名			自宅で
盛岡	全員無事		88名			
その他	全員無事		2名			
宮城県	3人の消息 確認中	(3)	162名			
福島県			394名			
県北(福島)	全員無事		161名			
県中(郡山)	全員無事		117名			
県南(白河)	全員無事		27名			
会津	全員無事		10名			
相双(相馬・双葉)	4人の消息確認中→全員無事		20名			
いわき	26人の無事→全員無事		51名			
県(その他)			8名			
その他県等	栃木県は全員無事を確認		182名			
	茨城県は確認中		206名			

注1) ①…津波による家屋損壊 ②…ご家族が被災

注2) ①、②については、岩手県のみ把握しているが、宮城県、福島県は調査中である。

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一様
厚生労働部会長 田村 憲久様

公営社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎 洋子

東日本巨大地震・津波災害についての要望

東日本大震災によって、大きな被害がもたらされました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。この度の災害は、地震、津波、原発事故と幾重にも重なった災害が降りかかり、被災者の避難生活も食糧や入浴など困難を極めていると聞いております。一日も早く日常の生活を取り戻されることを祈っております。

さて、被災地のこれからの生活は、数年に及ぶ仮設住宅生活、移動を重ねる避難所生活、また特に情報が入りにくい在宅生活など避難生活の長期化と困難さが危惧されます。阪神、中部新潟震災の経験からもいえることは、復興期の心のケアが重要なことです。このために被災された方々にこころの健康とからだの健康についての保健・医療・福祉を官民共同で提供する仕組みを整備し、東日本大震災からの復興の基礎とすることを提案します。

記

- 1、 避難所、車中生活、自宅等にどのくらい精神障がい者がいるのか把握できません。自分から言い出さない人も多くいると考えて、チラシの配布などを利用してプライバシーに配慮した、困りごと相談や心のケア相談、などの窓口を設置する、訪問をするなどし、早急に状況把握をして下さい。
- 2、 精神障がい者は毎日服薬が欠かせません。診療が受けられなくても、弾力的に当面の薬が得られるようして下さい。その費用は無料として下さい。
- 3、 自立支援医療証がなくても、またどこの医療機関でも、薬局でも自立支援医療費が使えるようにして下さい。その時の費用は無料として下さい。また薬も十分確保できるようにして下さい。
- 4、 今全国から心のケアチームが派遣され、各地で市民・精神障がい者等を対象として避難所、在宅等への訪問支援活動を行っています。県外からのチームが多いこともあって、機能的に活動できるために、十分な調整能力をもった、「心のケアの訪

問支援センター」が必要です。また復興期からの中・長期的な活動として、一定の人口ごとにこのアウトリーチ（訪問）のセンターを設置し、当面は被災者全体の心の健康、将来的には広く市民の心の健康、ケア、治療等に携わる多職種チームが活動する必要があります。このための予算措置と立法化をすることを要望します。

- 5、避難所生活が適当でない精神障がい者がいることが考えられます。そうした場合に被災していない地域のグループホームやケアホームなどの施設が利用できるようにして下さい。その際の利用料は無料として下さい。
- 6、病状が悪くなった人が、本人の同意を得たうえで速やかに入院治療できるよう、被災地以外の病院での入院ベッドの確保をして下さい。また被災した病院の患者が速やかに安全な医療機関に入院できるようにして下さい。
- 7、災害によって福祉施設などに損害が出た場合、速やかに公費によって修復、再建できる措置を行ってください。

以上

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛 藤 晟 一 様
厚生労働部会長 田 村 憲 久 様

社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 竹 中 秀 彦



東日本大震災被災地の精神保健福祉対策に係る
救援活動及び復興支援に係る要望について

3月11日に発生した東日本大震災は、巨大な地震災害、津波災害、さらには福島原子力発電所の事故による災害が加わり、東北地方を中心にした多くの方々に甚大な被害をもたらしました。

一か月が経過してなお大きな余震が続き、被災地の方々は落ち着かない環境に身をおきながら不安をますます増大させている状況にあります。すこしずつ復旧復興へ歩みはじめている地域もありますが、地域格差が既に生じはじめています。

災害弱者である障害のある方々の被害状況や支援ニーズの詳細や全貌の把握も今なお進行中です。被災地の方々、そして精神障害のある方々をはじめ障害のある方々への必要な支援が一日でも早く届き、安心して暮らせる生活の回復を願っています。

つきましては、下記項目を要望いたしますので、各方面の力を合わせて支援策を講じていただけますよう、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 被害状況の把握を早急に取りまとめる対策を図ってください

障害のある方の中には、なかなか支援を求めて発信ができないでいる方もいます。また、救援にあたる方が、そのニーズを適切に発見できないまま見過ごされている場合もあります。特に、在宅障害者、避難所生活をしていらっしゃる方へのきめ細かく適切な支援を提供できる体制の整備を図ってください。

また、各自治体や民間団体から提供されている、支援に関する情報共有や委嘱、助成など、バックアップの策を図ってください。

2. 被災地における新たな格差社会を生じさせないための手立てを早急に講じてください

1) 避難所生活が長期化する人は、高齢者、障害者、もともと貧困層にあった人、地域で孤立していた人です。これらの人々が安心して生活出来る場の保障を早急に図ってください。

2) 集団避難生活にあっても、これらの支援を必要とする人々の尊厳を守り、支援していくことが必要です。特に、精神障害のある方の中には、集団生活になじみにくいなど、環境変化への適応が難しい方もいらっしゃいます。

リカバリーの視点から、福祉に関する相談支援や支援ニーズの把握、施策の立案、企画、支援のコーディネート、マネジメント、連携などを行う専門性を有する精神保健福祉士等のソーシャルワーカーを支援活動において活用してください。

3. 被災地や避難先において、精神障害のある方が安定的な医療を受け、安心して暮らせる条件の構築を早急に図ってください

- 1) 各自治体から派遣されている「こころのケアチーム」の支援に地域格差があります。支援地域の充実と長期に継続して支援できる体制を図ってください。
- 2) 精神科医療が機能不全に陥っている地域に、新たに訪問型チーム医療体制を構築してください。
- 3) 被災した病院から遠方に転院措置となった患者さんの転院状況把握と、相談や退院の支援等のサポートシステムを講じてください。
- 4) 在宅精神障害者の参加・活動の場を保障するために、障害福祉サービス等の弾力的な運用と支援スタッフの確保を早急に図ってください。
- 5) 避難生活の長期化によって病状が悪化するなどしても、入院までは必要としない方に小規模ユニットの生活の場を作れるよう、公営住居の活用等、ハード面の手当てや世話人機能を持つスタッフ配置等を柔軟な運用を図ってください。
- 6) これらの精神保健医療福祉の支援に当たる支援スタッフとして、一時的に職場を失った専門職を被災した自治体が臨時で雇用する等の方策を講じてください。

4. 被災自治体における精神保健福祉行政の基盤強化を図ってください

- 1) 被災地である県及び市町村においては、ご自身も被災者である行政職の方が疲弊し、長期的支援に困難をきたす状況が生まれています。特に外部からの支援を有効に活用するためには、コーディネート機能が欠かせませんが、現状では必ずしも円滑に運んでいません。精神保健福祉体制を強化するために、コーディネート機能を持つ精神保健福祉士等を精神保健福祉センター、保健所、市町村等に配置してください。
- 2) 現在支援にあっている被災地の支援者への支援策を講じてください。

5. 福島県の原子力発電所事故災害による被害を受けた住民への職・住・経済に関する支援策を早急に図ってください

【問い合わせ】

社団法人日本精神保健福祉士協会（木太、大塚）
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp

平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会

障害者特別委員長 衛藤 晟一 様

厚生労働部会長 田村 憲久 様

社団法人全国背髄損傷者連合会

副理事長 大濱 眞

東日本巨大地震・津波災害対策について（要望）

1. 環境要因の変化に対応して、被災障害者の訪問系サービスの支給決定を早急に見直すように市町村に対して通知していただきたい。それと同時に、支給量の増分を「10分の10」で国が負担する特例措置を設けていただきたい。
2. 他市町村へ避難している障害者は、住民票を移しているか否かに関係なく、避難先の市町村が新たにニーズを調査して支給決定し、その費用は「10分の10」で国が負担する特例措置を設けていただきたい。
3. 在宅人工呼吸器使用者に対して、小型発電機と予備バッテリーをセットで早急に給付していただきたい。
4. 原発事故のために避難を余儀なくされた障害者について、アパートの改造部分の原状回復費用、引越経費（敷金や礼金を含む）などを行政が助成する制度を、緊急に創設していただきたい。
5. 震災被害の自宅の片付けを、本人不在のまま、ヘルパーが家事援助として実施できるように取り扱っていただきたい。
6. 体温調節機能障害者に対して小型クーラーなどを給付していただきたい。

1. 環境要因の変化に対応して、被災障害者の訪問系サービスの支給決定を早急に見直すように市町村に対して通知していただきたい。それと同時に、支給量の増分を「10分の10」で国が負担する特例措置を設けていただきたい。

避難生活を行う被災障害者のなかには、必要な介助量が増大している例が多く見られます。具体的には、家族同居から一人暮らしになった場合に限らず、避難先でも停電中の自宅でも、体温調節の介護が増えた、厚い布団が必要になったため体位交換の介護が必要になった、使い慣れた福祉機器が壊れたので時間がかかる、買い物同行に2人介護が必要になる、買い物代行に従来の3倍の時間がかかる、などが挙げられます。この結果、

- ・ 従来は短時間ピンポイント型の居宅介護で十分だった障害者が、常時介助を

必要とするようになったので、連続24時間の重度訪問介護を支給する必要が生じた。

- ・ 従来は夜間（睡眠時）介護が不要だった障害者が、常時介助を要するようになったので、8時間×31日＝248時間の重度訪問介護を新たに深夜に支給する必要が生じた。

などの事態が生じています。

2. 他市町村へ避難している障害者は、住民票を移しているか否かに関係なく、避難先の市町村が新たにニーズを調査して支給決定し、その費用は「10分の10」で国が負担する特例措置を設けていただきたい。

福島第一原発の30km圏のすぐ外に住む障害者Aさんは、ヘルパーが家族と避難してしまったため、自宅では暮らせなくなり、新潟県内に避難しています。さらに、避難先はバリアフリーではないので、必要な介護時間が大幅に増えています。しかし、「自分で勝手に避難した」という理由で、出身元の市町村はヘルパー支給量を増やしてくれません。

すでに他の市町村で避難生活している場合、被災地の市町村では行政職員が多忙で、障害者の避難先への現地確認や支給量の変更事務を行うことが困難です。

一方、避難先の市町村に住民票を移した場合、介護給付費の4分の1負担が転入先の市町村に重く押し掛かるため、適切な支給決定が受けられないばかりか、避難先の市町村から転入を拒否される事態が生じます。

2-2. なお、上記2の「10分の10」の国負担の特例措置が実現するには時間がかかるので、以下の点について、すぐに厚労省から市町村に通知していただきたい。

- ・ 30km圏外の自主避難障害者にも、30km圏内の避難者と同じく政府が全面的に支援を行うこと。すなわち、支給量が多く必要になった場合は、即座に支給量を増やすこと（審査会の審査は後回しでよいこと）。
- ・ 避難先が遠方であって、市町村の職員が現地を確認できない場合は、障害者本人やヘルパー等から電話等で聞き取りを行い、それを踏まえて支給決定して差し支えないこと。

3. 在宅人工呼吸器使用者に対して、小型発電機と予備バッテリーをセットで早急に給付していただきたい。

4月7日夜の余震のあと、東北電力管内での停電中に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用する在宅患者が死亡する事態が発生しました。

このような事態を防ぐために、計画停電や余震による停電への対策として、在宅で人工呼吸器や吸引器を使用して生活している障害者に対して、小型発電機と予備バッテリーをセットで給付してください。また、その際、たとえば高齢者のみのALS世帯

などでは、取り扱いが簡単な調理用ガスボンベを使うタイプ等の小型発電機を貸与してください。

なお、発電機を人工呼吸器に直接つなぐと呼吸器が故障するので、予備バッテリーにつなぐ必要があります。このため、発電機だけを給付しても意味がありません。

4. 原発事故のために避難を余儀なくされた障害者について、アパートの改造部分の原状回復費用、引越経費（敷金や礼金を含む）などを行政が助成する制度を、緊急に創設していただきたい。

福島県在住の脳性麻痺のBさん（生活保護を受給）は、原発事故のため身体の緊張が強くなり、夜寝られなくなってしまい、自費で広島県内に避難を余儀なくされました。この障害者は、福島県の自宅アパートを引き払って、今後は広島県内でアパートを借りて生活保護を受けて生活していきたいという希望を持っています。その際、

- ・ 福島県のアパートの引き払いに際して、身体障害者用に住宅改造した部分を原状回復しなくてはならない（数十万円かかる）。
- ・ 広島県内のアパートの敷金と礼金が必要になる。
- ・ （ほとんどの荷物がまだ福島県のアパートにあるので）引越業者の代金も必要になる。

という状況です。しかし、福島県の出身市町村の保護課には、「自分で勝手に引越した」という理由で、現状復帰費用、敷金、礼金、引越代金などの支出は断られてしまいました。

5. 震災被害の自宅の片付けを、本人不在のまま、ヘルパーが家事援助として実施できるように取り扱っていただきたい。

津波で床上浸水した身寄りのない1人暮らしの障害者から要望が出ています。自宅で暮らせなくなったため、一時的にショートステイに入りましたが、自宅が残っている障害者は他の被災者のために早急に自宅に戻らなければいけません。しかし、自宅の泥などを片付けて住めるようにする人がいません。登録ヘルパーが（障害者がショートステイに入ったことで）失業しているので、訪問系サービスの特例として、ヘルパーが家の片付けをしても良いようにしてほしいとの要望が出ています。自宅の掃除の拡大解釈として、本人が避難で不在でも自宅を片付けることを認めてください。

6. 体温調節機能障害者に対して小型クーラーなどを給付していただきたい。

体温調節機能に障害がある全身性障害者（たとえば頸髄損傷、筋ジストロフィー、脳性麻痺など）に対して、1回3時間、1日2回の計画停電でも使えるよう、自動充電機能付きバッテリー、DC-ACインバーター、小型クーラー、障害者の周りを囲うビニール製の蚊帳型の囲い（小型クーラーの能力で温度を調整できる容積にするため）などを給付してください。

平成23年4月14日

自由民主党政務調査会
障害者特別委員長 衛藤晟一様
厚生労働部会長 田村憲久様

東北地方太平洋沖地震被害に対する対応に関する要望書

日本相談支援専門員協会
代表理事 門屋充郎

今般の東北地方太平洋沖地震により多くの方の尊い命が失われたことに深い哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を衷心よりお祈り申し上げ、本会といたしましてもできる限りの支援を行ってまいります。

この間、自由民主党におかれましては、全力で被災地支援に取り組んでいただいていることと存じますが、今回の災害は、わが国史上例をみない巨大複合災害であり、広範かつ甚大な被害を及ぼしています。

つきましては、災害時要援護者、とりわけ障害者への支援につきまして特段の対策を講じていただきたく、以下について、強く要望いたします。

記

1. 障害者への訪問による状況把握と適切な支援の実施

被災地において、支援ニーズを発信できない、あるいは、支援ニーズを発信しても現状で適切な支援につながっていない障害者に対して、自宅や避難所等を訪問し、安否・状況確認をし、きめ細かく支援ニーズを聞き取り、適切な支援につなぐ体制を早急に充実させてください。

また、すでにこのような活動をしている相談支援事業者に対し、行政や関係機関は障害者の情報を共有する等、円滑な活動が行えるよう支援してください。

2. 一般避難所以外で生活する障害者の生活場所の確保、救援物資の供給

一般避難所等の建物のハード面に問題があったり、生活環境の変化に弱く避難所での生活が難しかったり、家族も遠慮して、ライフラインのない自宅や自家用車で生活している障害者がいます。

このような人たちに、必要に応じて、障害特性に配慮し安心して生活できる福祉避難所や仮設住宅等の生活場所を確保してください。また、救援物資の配給において、受け取りに行きたくても移動やコミュニケーションの手段が確保されていない単身生活者や、障害者を置いて行けない、連れて行けない家族等に対して、特段の配慮をお願いいたします。

3. 障害福祉サービスの継続的提供のための基盤確保

障害福祉サービスを利用しながら生活していた障害者に、従前と同様のサービスが届くよう、厚生労働省より通知、事務連絡等を発出いただいておりますが、引き続き、サービス提供のための人材・物資の確保、人員、設備及び運営の基準等において、柔軟な対応をしてください。

とりわけ、訪問系及び日中活動系サービスが十分提供されないために、障害者が一日中閉じこもったり、工賃収入がなくなったり、家族等の介護負担が大きくなり、介護のために仕事を休んだり離職する事態が起きています。これらのサービスの早期再開に向けた対策を講じてください。

4. 障害特性に応じた医療支援、医薬品・医療消耗品の供給

医療ケアを必要とする障害者に対して、適切な医療支援が届くよう、特に、一般の医薬品に加えて障害特性に応じた向精神薬、抗てんかん薬等の医薬品、及び在宅医療に必要となる医療消耗品等を供給してください。

また、医薬品等の供給にあたっては、2で述べた救援物資の配給と同様の配慮をお願いいたします。

5. 生活支援のための柔軟なサービスの提供

被災地では、障害福祉サービスが十分提供されない等の理由から、その狭間を埋める生活支援サービスが必要となっています。

公的サービスを補完する臨時のサービス（ヘルパー以外による訪問系サービス、仮設風呂に入れられない人のための入浴支援、精神障害者の体調把握や助言・傾聴・片付け、家族が用事を足すための一時預かり等）を支援ニーズに応じてつくり、財政支援を行うとともに、対象者・利用方法等について柔軟に対応してください。

6. 成年後見制度等の円滑な運用による障害者の権利擁護

知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）があります。被災により、後見人や生活支援員が十分な活動を

できなくなっていないか、新たにこれらの制度の利用が必要になっている障害者がいないか、実態を把握し、障害者の権利擁護のための対策を講じてください。

7. 遠隔地等へ避難した障害者への相談支援

障害者が遠隔地等へ避難する場合には、被災地と避難者受け入れ先の行政から相談支援事業者等に障害者の情報を共有し、円滑に従前の支援等が引き継がれるようにしてください。

また、被災地の行政が把握していない自主的な遠方避難者の中にも障害のある人がいることが予想されます。受け入れ先の行政は相談支援事業者に対して受け入れ施設等や避難者の情報を提供する等、円滑な活動が行えるよう支援してください。

以上

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛藤 晟一 様

厚生労働部会長 田村 憲久 様

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 小川 榮一

東日本巨大地震・津波災害対策にかかる日身連要望について

貴党におかれましては、平素より障害者福祉の向上に特段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月11日に東北地方から関東地方にかけて発生した大地震により、甚大な被害がもたらされました。被災地域や避難場所等では、被災された数多くの障害者が困窮しています。

特に、遠隔地を含む避難所や自宅避難の場における支援物資や情報保障、福祉サービスの利用等といったさまざまな面で、多くの困難をかかえている障害者等の実情が報告されています。また、不安な避難生活に加え精神的ケアも万全とはいえず、一日も早い支援が必要です。

については、早急に被災された障害者等への実態把握を実施するとともに、特別かつ緊急の支援とご配慮をいただけますよう、下記について要望いたします。

記

1. 被災障害者等に関する実態把握を踏まえた的確な支援が必要であり、緊急的に支援を要するもの、中・長期的に支援を要するものを明確にし、財政的保障も含めた支援を講じていただきたい。特に、自宅避難等をしている障害者について、支援が届かないことがないよう留意していただきたい。

●個人情報保護法により障害者の居住地が開示されてこなかったことから、今回の震災時に障害者への避難誘導等が迅速にとられていたか明確ではない。また、現在、自宅で避難生活をおくっている被災障害者の把握（人数と必要とされる支援）が行われているのかも懸念される。

緊急災害時等において万全な対応を投じるには、誰がどこに住んでいるか等といった個人にかかる情報は必須であり、本人了解は前提条件としても、個人情報保護法の見直しについて検討いただきたい。

2. 聴覚障害者等への情報・コミュニケーション手段の保障については、生命の危機にもかかわることからも、緊急速報や災害情報、避難情報、記者会見・ニュース等関連番組等における手話・字幕付与・音声解説の実施とともに、音声、手話、掲示等で情報・コミュニケーションが入手困難な盲ろう者や知的障害者等に対する配慮（例えば、インターネットによるデータ配信等）を講じていただきたい。

3. 遠隔地を含む避難所や自宅避難、あるいは計画停電地域に在住している人工呼吸器使用者へインバーターつき小型発電機と予備バッテリーの貸与を優先的にしていただきたい。
4. また、同じく遠隔地を含む避難所や自宅避難等しているオストメイトへのストマー装具の無料配布を実施していただきたい。
5. 被災された精神障害者や難病者等に対する医薬品等の供給及び医療体制の整備については、現地の状況を踏まえつつ、速やかにかつ弾力的に対応していただきたい。
6. 過去の災害の経験からも、避難した施設内の入口の段差や階段、トイレ等がバリアとなり、障害者の避難所生活を極めて困難にしている。当事者と相談のもと、バリアフリーな環境に図っていただきたい。改善が困難な場合は、環境が整っている他の避難所への移動ができる等、柔軟な対応ができるようなシステムを図っていただきたい。
また、仮設住宅の一層の促進を図るとともに、障害者等が利用しやすいようにバリアフリーが施された仮設住宅を設置していただきたい。
7. 障害や疾病により避難所生活ができない或いは仮設住宅の建設が遅れている等から、やむを得ずアパート等を借りている障害者およびその家族に対して家賃全額補助等の支援を講じていただきたい。
8. 災害により運営や組織機能・体制が困難となった障害者関係団体に対しては、公的助成を講じていただきたい。
9. 被災地並びに遠隔地避難している被災障害者に対して、「障害者自立支援法」にかかる以下の事項について、特例的な措置を講じていただきたい。
 - (1) 被災区域の福祉施設並びに事業所への災害復興にかかる財政的支援について、全額補助としていただきたい。
 - (2) 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）並びに地域生活支援事業については、自己負担を免除いただきたい。
 - (3) 時限的な措置として、作業所等の公費収入については日額制度から月額制度にしていただきたい。
10. 被災された障害者等の不安等を取り除くためにも、適正なサービスや情報が受けられるよう、障害者団体等の協力とともに、障害者相談員等の活用を含めた相談支援体制を早急に整えていただきたい。

以上

2011年4月14日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員会 委員長 衛藤晟一様
厚生労働部会 部会長 田村憲久様

一般社団法人日本発達障害ネットワーク
(略称：JDD ネット)
代表 市川 宏伸

東日本巨大地震・津波災害対策に関するお願い（要望書）

地震・津波の被災者ならびに原子力発電所の事故で退避を余儀なくされた皆さまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この度は、自由民主党政務調査会 障害者特別委員会・厚生労働部会 合同会議において、障害者団体からの要望を聴取する機会を設けていただきありがとうございます。

発達障害を代表して、以下について要望をいたします。

災害時において、発達障害のある方々は避難所でも苦勞が絶えず、時には退去せざるを得なくなる場合があります。そのため、出来るだけ早くに環境整備も含めた支援を提供する必要があります。国においては、地震発生直後の3月15日には発達障害情報センターのホームページにおいて避難所で発達障害児・者の支援に携わる方や家庭で一緒に過ごすご家族に理解していただきたいこと、協力いただきたいことをまとめた「災害時の発達障害児・者支援について」を掲載くださるなど被災地の発達障害児・者への対応についていち早く周知をしてくださったことに深く感謝申し上げます。また、私たち JDD ネットも被災地支援において発達障害についての専門性のあるスタッフの存在が有効であると考え、4月6日より、宮城県ならびに福島県に専門家チーム第一陣の派遣を開始したところです。現地の状況にあわせ最大限の支援を提供すべく取り組みを進めているところです。

■障害児・者に配慮した避難所の設置等について

地域の小学校、中学校、公民館などが避難所となっていますが、今回の東北地方太平洋沖地震において複数の福祉避難所が用意されたことを大変うれしく思っています。障害児・者が日ごろ慣れ親しんでいる地元の特別支援学校や障害者施設、障害者地域活動ホームなどを避難所に指定し、自閉症などの発達障害の障害特性により避難所での生活が難しく、家庭や車の中で生活をする障害児・者やその家族を無くす必要があります。知的障害や発達障害の方たちだけでなく、身体障害の方についても車イスのスペースを遠慮して避難所利用を控える人が少なくないと聞いております。早急な対応が必要です。

また、水の配給、避難所の生活、食糧の配給、ガソリンの給油のための5～6時間の順番待ち、等々、すべてにおいて、障害のある人とその家族への配慮や（障害者手帳保持者の優遇など）支援の策がまったくありません。障害のある子どもたちの学校が休みのために、母親は子どもと一緒に、長蛇の列に並んで、いろいろな配給を待たねばならないという大変厳しい現状にさらされています。「障害者手帳保持者」や「障害者優先」枠を設け、障害のある人とその家族の生活が少しでもスムーズに運ぶよう配慮をお願いします。

■被災後の心のケアについて

急性ストレス障害（ASD）から外傷後ストレス障害（PTSD）になる人が多くなると予想されますので、ある程度生活が落ち着いたら、心理的なサポートが必要です。現在、発達障害分野で養成中のペアレント・メンター（家族同士の相談支援体制）などの活用や学校、保育園、幼稚園等における心のケアとしての生徒や教員へのストレスマネジメントの導入とそのインストラクター養成、PTSD、うつなど気分障害や不安障害の教員、家族向けの講座を増やす必要があります。教員研修はもとより、家庭教育学級やPTA活動の中にもこの種の内容を導入する必要があります。これらは、まさにユニバーサルデザインで、震災による急性のものとこれの慢性化の予防、発達障害の2次障害のケアとその防止に有効であると考えます。カウンセラー不足が深刻なために、発達障害に詳しい心理職がスーパーバイザーとなって話を聞くボランティア等の養成も必要となるでしょう。

また、悲惨な映像を繰り返し見ることで、PTSDになる児者を増加させてしまう可能性があるため、映像メディアの配慮も重要な課題です。

■薬について

特別な流通規制をかけている（処方が出る医師と薬局が限定されている）薬については、緊急時には早急に規制をはずし、被災地においても薬が入手しやすい状況にする必要があります。抗がん剤などもこれ入りますが、発達障害については、ADHD治療薬（コンサータ）などの薬がこれに該当しています。早急な対応をお願いします。

■福祉事業所等の運営費について

児童デイや就労移行支援事業所等は、「出来高払い」であるため、地震が発生した3月の利用者の激減に伴い、給与を支払えない事業所が出てくる危険性があります。児童デイなどの家庭や学校とは違う居場所や特性に応じた療育やジョブスキルトレーニングを担う機関が地域から消えてしまうのではないかと案じています。これらの事業所についても、直近3か月の実績平均での給付など実態に合わせていただくなど、事業所救済策を早急に検討する必要があります。

■避難に伴う支援体制について

また今般の災害は、被災範囲が広く被災者が多いうえに、地震、津波に加え福島原発の事故により多くの避難者が生まれているというトリプルの災害となっています。そのため、行政の対応や手続きなどを待つ時間的な余裕がなく、各地で民間ルート等を通じた自主的な避難が行われ、既存の福祉施設等での対応が難しいことから、民間アパート等を緊急に借り上げる必要性が生じるなどの現状があります。

去る3月22日に厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課宛に全日本手をつなぐ育成会、日本知的障害者福祉協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国地域生活支援ネットワーク、日本発達障害福祉連盟と連名で「東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する緊急要望書」を提出したところですが、民間ルートにより遠方避難した障害のある人、県境をまたぐような遠方避難の障害のある人、グループホーム、ケアホームの入居者、被災前に福祉サービスを利用していなかったが避難先で必要になった人、被災地から障害のある人とともに支援者も避難してきた場合、民間アパート等を緊急に借り上げた場合の事業所指定や災害救助法の適用など、障害のある人の避難に際し、柔軟かつ速やかな対応をお願いします。

同時に、支援参加者への財政的措置も含めた適切な配慮と支援ネットワークの速やかな構築をお願いします。また、被災地において福祉サービスを提供していた事業所が速やかに復旧し、地域の障害者が出来るだけ早くに利用可能となるよう財政的措置を含めた支援を切望いたします。

以上

【別紙】

東北地方太平洋沖地震における福島県の状況について

JDD ネット正会員団体 えじそんくらぶ 加盟団体
福島 AD/HD の会『とーます！』代表 吉野 珠恵

あり得ないことが起きたとしても、福島県への代償は あまりにも大きすぎます。
壊れた物を直すことはできますが、土壌汚染、県民の心・・・避難、屋内待避、自主避難・・・それぞれの立場でいろいろな痛みを感じながら、精神的なことを修復するには・・・わかりません。

【薬】

- ・避難前にお薬手帳で、一週間分 アレルギーの薬を薬局でもらえたのはよかった。
- ・避難先の内科・薬局でコンサータ錠をもらおうとしたが、ダメだった。(厚労省まで問い合わせしてもらったが、ダメだった。) 支援費(精神医療)受給者証を他県で使うと、最終的に変更書類を出さなければならないそうで、書類を見たときはどつと精神的に疲れが増した。
- ・18歳まで許可されている薬なので、保護者が必要と訴えた場合は、スムーズに処方してくれても良いと思う。
- ・今回の地震で 心配だったのは、服用してる薬です。たまたま受診日が 地震の1週後で かかりつけ病院も診察していたので 切れる事なく服用してられました。ただ、もっと状況も酷く、診察もしてなければ、困りましたね。てんかんの薬だけは 切らせないし、何かあって 救急車を呼ぶにも 電話が通じない状況でしたので。
- ・薬が手に入らなくなった。
- ・子どもだけでも避難させたいと思ったが、親から離れられなくて、不安ながら家に置いている。

【行動】

こんなことが起こったということだけ、報告します。子ども・大人両方です。

- ・震災直後のパニック。
 - ・震災後に繰り返しやって来るフラッシュバック、余震や未来への強い不安。
 - ・こだわりの食品や商品が手に入らなくて怒る。
 - ・余震でつぶれるかもしれないから危険だと言われても、屋根を修理しようと屋根の上にかかる。階下の部屋の自分のベッドで寝ることにこだわる。(大人)
 - ・実際の片づけや作業にあまり役に立たない。見通しが立てられない、優先順位がつけられない、手順が浮かばない。どうでも良いようなものを一生懸命直そうとしたりするし、それに家族を巻き込む。(大人)
 - ・家が危険だから避難所に行こうか、とも話し合ったが、義父(自閉症傾向)と息子(発達障害児・中3)が避難所生活に耐えられるはずがないのであきらめた。
 - ・直後の困難としてはこんな感じでしたが、本当の困難はこれから出てくるのかもしれない。実際、2週間を過ぎるあたりから、息子の強迫性障害が悪化しています。ことば掛けと薬の頓服でなんとかやり過ごしていますが。
- また、ラジオ福島への投書によると、自閉症の子どもを連れて給水に並んでいて、一緒に並んでいる人たちから「しつけがなっていない子だ」と白い目で見られることも現実にあったようです。投書内で自閉症への理解を訴えていました。

【医療関係者から】

当院通院者の方も県内広範囲にわたり居住されており、今回の震災で避難所での厳しい生活の様子が聞こえて来ています。

特に発達障害のある幼児が避難してきた時には、子どもを抱える親さんたちも、被災と障害の二重の苦しみにあわれていると思います。

避難場所の大きな問題は「個別化されない環境」です。

このために人刺激やいつもと違う、見通しの持てない生活に混乱し、不適切行動が出現しています。

しかし、現場は現場なりに親さんの訴えを聞き、精一杯対応して下さっています。

いくつか、ありがたかった対応を報告します。

一つめのケースは、夜間も不眠になり混乱していた3才児でしたが、夜だけ個室を提供してもらえました。

その部屋は寝るための環境は整ってはいませんが、とりあえず誰もいない部屋というだけで眠れるようになりました。

また、避難先の保育所に親同伴なら来て良いことになり、生活にリズムができ、何をすれば良いのかがわかりやすくなったことで落ち着きました。

障害児を扱うのは初めての園だったという事でしたが、「できるだけのことをする」と言っていただいたそうです。

もう一つのケースは学校に避難していたケースでしたが、この方は3人兄弟のうち2人が発達障害児でした。

人の多い環境で落ち着いて過ごすことができなかったのですが、たまたまその学校に特別支援学級があり、構造化された教室があったことで、その家族だけ支援学級で過ごすことを認められました。

親さんはとても感謝されていました。

一般の避難者の方もプライバシーのない、見通しの持てない環境に疲弊されている現状ですが、発達障害の方たちは更に混乱し、不眠、奇声、パニック、不適切行動などさまざまな問題が現れやすいため、親御さんの神経はすり減ってしまいます。

障害児であると伝えたら、個別のニーズで対応できることはないのかを聞き取るスタッフや単位の小さな集団への配慮などがあると嬉しいし、彼らがフリータイムを過ごせる物と場の確保が重要だと思います。

確保されるべき項目の中に「発達障害対応項目」として、相談窓口、担当スタッフ、個別化された生活の場所、遊びのエリア(そこへ行く)というだけの活動だけでもあるだけで、生活のリズムづくりとしては大きいと思います。)などが、水や食料と同じように検討されたら嬉しいです。

また、服薬中の方も多いため、服薬状況の確認も必要と思います。

確保されるべき項目の中に「発達障害対応項目」として、相談窓口、担当スタッフ、個別化された生活の場所、遊びのエリア(そこへ行く)というだけの活動だけでもあるだけで、生活のリズムづくりとしては大きいと思います。)などが、水や食料と同じように検討されたら嬉しいです。

また、服薬中の方も多いため、服薬状況の確認も必要と思います。

.....

宮城県の状況について

JDD ネットエリア会員団体
発達支援ひろがりネット

未曾有の震災から3週間になろうとしております。

時間がたつにつれて、特に被害のひどかった沿岸側に住んでいる方々の心労は増しているものと思います。そのような状況下で自閉症ならびに発達障害のお子さんたちの現在の暮らしはどうなっているのか。大変心配な状況です。

しかし、被害が比較的少なかった内陸部に暮らしている者にとっても、自宅にいる子どもが地震で不安定になっている状態です。またライフラインがマヒして復旧が遅れていることから、生活のために給水や物資購入に長い時間をかけて並ばなくてはならない状況で、周りの支援にまで残念ながら手が回らず何もできていないのが現状です。宮城県の場合、異常なガソリン不足が起こったことが、その困難を非常に大きなものにしてしまいました。

その中でも、自閉症のお子さんとともに避難所に暮らしている方が気仙沼市におられると耳にしました。

しかし、石巻市等の他の被災地でもほとんどの自閉症のお子さんをお持ちの方は半壊の自宅や、自家用車内で暮らしておられると聞いています。避難所で他の方々に迷惑をかけられない、子供の特性を考えると避難所で暮らすことは難しいというのが理由のようです。その方たちには同じ障害のお子さんをもつ保護者の方々が、携帯の充電や物資の運搬を行って助けあっているそうです。自宅が壊れた方は知人や親戚を頼り、そちらに身を寄せている方もいらっしゃいます。被害の少なかったとされる仙台市内の方でも同様の状況の方はいらっしゃいます。

支援学校の先生方も避難所を回っていると聞きました。しかし、対象は自校の卒業生や在校生が対象で、他校の児童までは支援が行き届いていないようです。

大震災、大津波、福島原発の事故は年度末に発生しましたが、未曾有の災害であることから福島県では教職員の異動は凍結し、岩手県でも津波被害が甚大な沿岸部の学校の人事は凍結しました。宮城県では、予定していた異動を行うことが原則にされ、当面の間は従前の学校との兼務とするとされましたが、中途半端な対応ではないかとする疑問の声が少なからず上がっています。障害のある子どもの心のケアを考えると、福島県のように原則として異動は凍結していただいた方が望ましかったのではないかと思います。

また、避難所で被災者支援活動をしている方からは、「老人も、精神障害の人達も、同じところにいるから大変だ。」という声を聴きました。おそらく、自閉症や発達障害の人達が精神障害とひとくくりにされているのではないかと思います。

就労移行支援などの事業所が被害に遭い自宅待機になってしまった方々の中には、ショートステイ、サービスが使えないので（機能していないまたは定員過剰）家あるいは避難先（知人、親戚宅）で家族と暮らしているが、給水や生活用品の購入にはかなりの時間並ばなければならない、困難な状況が続

いています。どこにSOSを出したらよいか分かっていない、あるいは自分たちで何とかしなければと必死に頑張っている人たちもいるようです。津波の被害に遭った場所には未だ連絡が取れない方々もいると聞きます。

自分たちも被災地で生活しながら障害を持っている人たちの支援をしているのが現状です。その中でも本人たちのケアをするために動き始めているところもあるようです。

この度の震災では、被災された方の支援に阪神淡路大震災や中越沖地震の体験が活かされている場面も多々あるかと思えます。

しかし、自閉症や発達障害者の支援に限れば、果たして今までの経験が活用されているのか疑問でなりません。どのように対処していくべきか案がまとまらないうちにこの地震がきてしまったのだと思います。支援体制も、必要とされているその時々に合わせて形成されなければならないと思います。

(いま緊急に必要なこと)

- ・早く支援活動とサービス提供を再開して、もとの日常生活を取り戻していくことが必要なので、民間の認可保育所に対して行ったように、自立支援法にもとづくサービス提供事業所にも3月と4月の運営費を保障すること。発達障害について専門的な知見や経験を有する人の雇用が継続できるようにして下さい。

仙台市は、障害者福祉施設に3月分の減収分を補填することを考えているようですが、被災したすべての自治体のサービス提供事業所を対象にすべきなので、国が措置するよう働きかけて下さい。

(今後の対応として必要だと思われること)

- ・避難所の管理・運営にあたっては、女性の代表とともに、障害者や高齢者等の要支援の人に対する知見を有する人を加えることを一般的なマニュアルにすること。そのことにより、避難所で社会的弱者と言われる人への配慮がなされるようにすること。
- ・老人福祉施設に要介護の人を受け入れる「福祉避難所」が設置され、通常の入所定員の10%増しにすることが行われています。
障害のある人の「福祉避難所」を検討すること。
- ・震災時に生じる困りごとや悩みを相談する窓口を設けること。(平常時から周知していることが必要)
一ヶ所で良いので、そこに連絡すれば時間を必要としても必ず解決できる場所
- ・支援スタッフの数が充実している。
- ・子供の支援だけでなく、保護者の支援も行える体制作り

日常的には保護者の団体で情報の共有ができていますが、このような災害が起きると、保護者団体では身動きが取れなくなる。ましてや、保護者団体が避難所などに入るとかえって邪魔になることも考えられるため、迅速に対応ができ、避難所でも対応ができる組織の形成が必要と痛感しています。

以上

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員会・厚生労働部会合同会議 御中

社団法人日本自閉症協会
会 長 石井 哲夫

東日本巨大地震・津波災害対策についての要望

日本自閉症協会は全国の都道府県、政令都市の協会が団体会員として加盟している組織であり、いかなる災害においても会員に対して、情報の提供や、直接・後方支援の体制がとれるように支援できる法制化をお願いします。発達障害施策に於いて厚労省、文科省にそれぞれ情報センターが設置されていますが情報収集のために活動できる部門を設置し、かかる災害の折りに民間で出来にくい情報について収集し、関係機関に知らせて欲しいと思います。また今回自閉症の人々および家族の身の寄せ場が無くなった折に、今回厚労省から早い時期に被害をうけなかった施設に受け入れの可能性を調べたように、先手を打って、直接・後方支援に関しての方針も示して欲しいと思います。

本協会は地域の協会と連絡を取り情報を集め、別紙として提出いたしました。自閉症の人々の混乱や家族の苦労は、避難から避難所の生活に於いて、生活の場の変化を嫌い、過敏な不安を起こしている自閉症の人々の状態は、過日、朝日新聞や、テレビ放送などで、災害時における自閉症の人々を巡る困難性が多い事も確かめられましたが、逆に周囲の状況から回避する人もいて、意外と安定している状態像も報じられています。しかし基本的にはこの自閉症の特性を理解する人がいることが重要だと思います。つまり、日常の自閉症の人々と地域との関係や自閉症の人々を受け入れている教育・福祉の資源がこのような災害に於いて有効な役割を果たすこととなっていることが明らかにされています。それは、自閉症のわかる人がいる地域や自閉症施設（制度には無いのですが実在しています）や通所療育施設、そして特別支援学級や学校の存在が極めて有力な自閉症の人々や家族への支援拠点となっていることが報告されているからです。本協会としては、このような事実から、発達障害の中でも自閉症の特性に関わる理解を持った施策を実施して欲しいと思います。

以上の総括として、災害対策法による部局設置を法制化する際には、自閉症という障害を理解できるような機能を持って欲しいことと、本協会との連絡を密にさせていただくことを願うものであります。

1. これまでの被災地での自閉症の人々の様子

地震そのものや、その後の避難生活の中で現れてくる自閉症の人々の問題は、それぞれに異なり、違った状態を示します。

言葉の有無とか知的レベルにかかわらず、地震を非常に怖がってしまい混乱した子どもがいるかと思うと、地震には全く無頓着で、避難所で普段どおりの生活ができないということへの不満を持つ子もいます。逆に全く普段とは違う様子を素直に受け入れている子どももいます。自閉症の人々への対応は一律にこうした方がいいということではなく、一人ひとりの障害の程度と行動に合わせた対応をしていくことが大変重要であります。

とくに今回のように、地震の後の大津波や原発事故が起きた場合、これまでとはまったく異なる対応が必要となります。

2. 東日本大震災の安否確認について（平成 23 年 4 月 12 日現在）

「東日本大震災における安否確認情報」は別紙の通り。

3. 現時点での要望事項について

津波などに対応したインフラの整備ができることを前提に以下のことを要望します。

- ① 援護者名簿に登録する場合に、障害の程度により登録のできない市町村があるが、それらの制限を排除すること。
- ② 自閉症の人々とその家族は、避難所に避難することが困難（奇声を発したり、飛び跳ねるなどのために）なために、車や壊れかかった自宅などにいることがあるが、そのような場合にも、避難所と同様のサービス（食事、飲料水などの配給）を受けられるようにする。
- ③ 自閉症の人々とその家族が安心して避難できる福祉避難所および福祉避難室の安全と利便をかねた機敏な計画的な設置をする。
併せて、家族が自閉症の人々の介護から一時でも離れて、休養できるようにするための支援員の派遣が必要である。
その情報提供の方法については、早急に整備を図ること。
- ④ 今回は大津波が甚大な被害をもたらしたが、津波災害の特性を考慮したピンポイントの対応が必要である。例えば、津波被害を受けた家と受けなかった家が隣接する場合、避難所においても不公平感が高まることを配慮し

つつ、地域のコミュニティーを尊重した対策が必要である。

- ⑤ 専門家支援の要請には、発達障害者支援センター連絡協議会、全国自閉症者施設協議会、全国児童精神科医療施設協議会などの、既存の社会資源を活用することが効果的である。

4. 今後の検討課題

- ① 「災害」は日常的な社会システムでは対応できないものであり、日頃から起こり得る災害を予想した万全の対策（具体的なマニュアル）を準備しておくべきです。
- ② 避難所では、障害種別または重症度によって異なる利用ができる空間を想定しておくべきです。とくに「情報処理機構の障害」が顕著な自閉症の人々は、刺激の多い大人数の中では興奮することがあり、個室または少人数の空間を用意すべきです。
- ③ 欧米諸国の防災マニュアルには明記されているように、子どもが避難所に入った場合、真っ先に暖かい食物と飲み物が与えられるよう準備しておくことと、自由に遊べる空間を想定しておくべきです。
- ④ さらに避難所の管理者は、72時間を超えて連続的に勤務してはならないことを、事前に取り決めておき、避難者に明示すべきです。

以上

東日本巨大地震・津波災害対策についての要望（児童養護施設）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

1. 被災地の児童養護施設における養育の質を低下させないために、必要な物資が十分に確保できるようご配慮いただきたい。

全国各地からの支援物資により震災直後の困窮状態からは脱しつつあるが、食糧や事務用品、寝具類、学用品等は恒常的に必要とされている。震災当初、支援物資として届けられた食糧に米や麺類など炭水化物のものが多く、生鮮野菜などの食物繊維や、牛乳・豚肉といった良質のタンパク質の不足などから便秘等体調不良を訴える児童も出たと聞いている。また、現地では医療は重篤な方からという雰囲気もあって、アトピーのある児童が我慢して耐えていたというケースも伝わっている。

被災地では誰もが困難のなかで現実立ち向かっている状況にあるが、児童養護施設の子どもたちは、入所する過程においてすでに困難な現実のなかにあった子どもたちである。支援についてぜひ格別のご配慮をお願いしたい。

2. 震災以降、不眠不休で働く現場職員への支援をご検討いただきたい。

今般の震災では、幸いなことに児童・職員本人に命にかかわる重大な事態に至らなかった。しかし、自らも被災者である職員が気力・体力の限りを尽くして子どもたちの養育にあたっており、いまだ余震の続く大きなストレスのなかでその疲労もピークに達しつつある。

こうした現場職員を支援するため、長期的視野での人的支援（一定期間の職員配置の増など）の方策や、職員に対する特別な手当（加算）等についてご検討いただきたい。

3. 被災地の児童養護施設の建物・設備について、専門家による検査を実施し、また、必要に応じた補修費用が確保できるよう支援していただきたい。

今般の震災での建物の倒壊等は報告されておらず、津波を避けるために一時的に避難をした施設や、原発の状況を危惧して自らの判断で一時避難生活を送った施設もあったが、現在はすべて元の施設での生活に戻っている。

しかし、建物や設備面で相当の影響を受けたところが少なくなく、相次ぐ余震によるダメージの蓄積も懸念されるところである。専門家による被害状況の確認・判定が必要であり、その費用や補修費用の確保等について支援策を講じていただきたい。

平成23年4月14日

自民党障害者特別委員会 委員長 衛藤 晟一殿
自民党厚生労働部会 会長 田村 憲久殿

(社)全国肢体不自由児・者父母の会連合会
会長 清水 誠一

東北地方太平洋沖地震に対する要望書

日頃より、本会の事業に対しまして格別なご支援、ご高配を賜り深く感謝申し上げます。
この度は、東北地方太平洋沖地震の支援に対して、意見を述べさせていただく機会を与えて下さいましたことを心より感謝申し上げます。

観測史上最大規模の地震並びに津波の被害状況が判明しはじめ、その深刻さは言葉で言い表せないほどですが、国や自治体、民間からも様々な支援が始まっています。

しかし過去の震災の経験からも、障害者やその家族等「災害時要援護者」と呼ばれる方々、特に、在宅で生活している障害者への支援は遅くなる傾向にあります。

また、余震や原発など先行きが見えない状況に今後の生活への不安も広がっています。

つきましては、被災障害者等への支援に関して、下記の通り要望いたします。

記

重点項目

1. 被災障害者（手帳所有の有無に関わらず特に在宅障害者）とその家族等の現状確認と支援ニーズの把握。
2. 車いす等でも使用可能な仮設住宅の設置と公営住宅の提供、優先的な住居の確保。
 - ・住居確保までの間、一般避難所での生活が困難で在宅を余儀なくされている障害者とその家族のための「第2次避難所」の確保。
 - ・原発の影響による「避難先」の確保。
3. 相談支援体制の強化と公知。
相談窓口の設置や避難所や在宅者への訪問など機動的な相談支援活動を行う行政や団体、支援者への援助。相談支援専門員の確保や移動支援も含む。
4. 医療的ケアが必要な障害者の安全確保。
余震や計画停電による停電に備え、生命、健康維持に必要な電源の確保として自家発電機の普及並びに購入と維持費用の支援。
停電に備えた安全マニュアル作成と公知。停電時の緊急避難場所の確保。
5. 福祉サービス（生活支援も含む）の提供基盤確保。
県外など他地域に避難した場合も容易にサービスを利用できる体制整備（サービス提供事業者、施設への支援も含む）。

中・長期的に継続して必要とする支援

1. 被災障害者等への利用者負担(サービスや医療費(医薬品、医療品(補装具等含む)等)の免除若しくは支援の検討。
2. 在宅障害者等の孤立を防ぐための日中活動の場の確保。
3. 情報保障
手話、字幕、解説放送の確保とともに、紙面による情報提供含む。
在宅者へ確実に情報提供できる体制整備の構築。
4. 心のケアとしてのカウンセリングの提供。
特別支援学校や特別支援学級への支援並びに在宅者への訪問カウンセリング含む。
5. 避難などによる利用者減少により、運営が厳しくなる施設や作業所への支援。
6. 障害者施設や作業所、住宅等、家屋損壊に対する金融機関の低利の融資制度や支援制度の検討(予算の編成)。
7. 解雇や作業所の被災により障害者の雇用悪化が懸念される。就労の場の確保として、企業への斡旋と作業所等への支援強化。
8. 災害時に迅速に対応する初動マニュアルや支援、復興マニュアルの再構築。
国では、平成17年に「避難勧告等の発令、伝達」「災害時要援護者の避難支援」併せて講じていくべき対策が報告された。「避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」も取りまとめられ、都道府県等担当者会議での説明やモデル的な取り組みの実施と取り組み状況の実態把握を行うとしていた。
5年経過した現在の都道府県、市区町村の取り組み状況(個別の避難支援プランを含む)の把握と指導、並びに更なる避難プラン内容の充実のための見直しが必要。
9. 行政、障害関係団体連携による震災時の支援体制構築。
情報収集や現地支援窓口(物資、ボランティア受入含む)設置など支援に必要な体制の構築とマニュアル化。

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 様
厚生労働部会長 田村 憲久 様

全国知的障害者施設家族会連合
会 長 由岐



「東日本大震災被災者に関する要望事項」

この度の未曾有の東日本大震災は単に被災地だけに留まらず、わが国全体が一丸となって取り組まなければならない課題だと認識しています。自由民主党におかれましては、障害者特別委員・厚生労働部会合同会議を開催し、対応くださいますことに、深く感謝しているところで

す。
震災後 1 ヶ月がたち、障害を持つ人たちの置かれている状況がやっと報道されるようになって来ました。特に知的障害を持つ者、その家族の暮らしにくさが顕著に現れてきています。障害者とその家族が一日も早く元の暮らしに戻れますよう、下記の事項について、格段の配慮をいただきたく要望いたします。

記

1. 被災地の損壊した施設（入所・通所等）の早期復旧と、これらに対する可能な限りの財政的な支援の実施
2. 緊急的並びに特別な支援策の実行
 - 1) 知的障害を持つ者とその家族が避難所・仮設住宅にて生活せざるえない場合は周囲の被災者に対して、理解と協力を要請するとともに、できるだけ知的障害を持つ者に特化した避難所・仮設住宅の設置と、専門的知識を持つ職員の配置。
これについては、施設に入れず車の中で暮らしている知的障害者家族や、施設ごと安全な場所への避難を希望している知的障害者施設の話が新聞等で報道されています。
 - 2) 障害者自立支援法の一時凍結も含め、障害程度区分に関係なく必要と思われる支援及び施設利用が受けられること
 - 3) 身元引受人等のいない、または、契約ができない知的障害を持つ者には、人権擁護も含め行政措置の実施
 - 4) 知的障害を持つ者への支援の専門家（医療・福祉）によるカウンセリング及び相談の実施
3. 一時的な支援策の実施
 - 1) 現在行われている一時避難策の拡大
都道府県入所施設等の受け入れには、同じ都道府県への家族の受け入れの配慮
 - 2) 利用者負担の配慮
障害基礎年金等の収入が閉ざされている間は、食事等実費負担の免除等の配慮
 - 3) 知的障害を持つ者の多くが、何らかの薬を常用しているため、速やかに必要な薬を届けるための配慮
4. やや長期的な視点での支援
 - 1) 被災地域の障害者の支援施設の職員配置の見直し(緩和)と必要な財政的な支援
 - 2) 入所施設・通所施設の必要な数の増設また財政的な支援

以上

東北地方太平洋沖地震に対する立法措置についての団体ヒアリング

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

1. 障がい者における東北地方太平洋沖地震に関する情報を管理するセンターを早急に設置して下さい。

以下の機能を持った東北地方太平洋沖地震に関する障がい者支援センターを設置して下さい。

■障害福祉に直接使われる義援金窓口。

義援金を送りたいが、できれば、スピード感持って、直接支援や必要物資で、現場の障がい者支援に使われる窓口を送りたいと思っている、障がい者関係団体、個人がすごくたくさんいる。義援金を集めている大手支援団体は、直接的な支援で配分しない、不公平にしか見えない公平原則を振りかざす、現金で広く浅く配分してしまうなどの可能性がある。

国で集めると、直接障がい者に使えないのなら、障害団体の連合などで窓口を開いて、必要なところに使うことができないか。

■支援に駆けつけたい人のマネジメント窓口。

多くの団体、個人が被災地に支援に行きたいと考えているが、どこに行けばいいのか、どんな準備で行けばいいのか、何をするのかなどの情報がないので、動けないでいる。

被災地で、障がい者を支えている者達は、心身ともに限界を迎えつつある。早急にマネジメントする必要がある。

特に福島県では、放射性物質の問題から、各施設が動けない状態で情報孤立、経営者が経営の先行き不安から動かないと決めて避難・疎開の準備をしないので、不安と疲労が募った職員達が、バーンアウト寸前です。国が施設毎の判断ではなく、強制退去と決め、受入先を探してくれない限り、動けない状態になっている施設がたくさんあります。

相談支援支援者をたくさん入れて下さい。精神病院が受入被災者を受け入れ、押し出された精神障害者が通所施設に移り、生活しています。利用者の情報がないので、支援の方針も立てられないでいます。また、被災地の福祉施設は、避難所になっていて、その避難者を支えるので情一杯で、在宅で孤立している障害者の把握ができていません（避難所への適応が難しい発達障害者・自閉症など、重症心身障害者、精神障害者）。

個人情報保護法の取り扱いに特例措置が必要だと思います。被災地域の情報共有に関して、規制緩和しないと、情報共有できず、支援が届きません。

■物資の団体を越えたやりとりをマネジメントする窓口。

障がい者関係団体などが集めた物資が、あるところでは不足し、あるところでは、だぶついている。

被災地と合わせ、疎開を受け入れた施設なども併せ、金・人・物の大きなマネジメントが必要だと考える。

■SOSを出したい団体、個人の連絡先。

本当の被災地の団体、個人は、電話・インターネットなど情報発信、収集手段が限られ、どこにSOSを出したらいいのかもわからない。また、今後の選択肢がどこに、どのように用意されているのかもわからない。わかりやすい電話番号での相談窓口を早急に開く必要がある。

とりわけ、在宅の方の状況が孤立し切迫している。特に、乳幼児・学齢期などの障がい児の家庭は、訪問系サービスにも登録していない人が多く、学校も春休みで動いていないので、情報孤立し

ている。そこに向けて情報を提供するサイトを作り、mail や Twitter や Blog で拡散すれば、携帯などでも情報と取れるようになり、適切な判断で動けるのではないかと。

■今後の事業所の展開をスーパーバイズする担当。

避難しても、障がい者を支援していればどこであっても、介護報酬など支払われるという基本情報も伝わらず、施設経営の立場から避難しないという判断をしている法人がある。

また、被災してしまい、昼間の活動を再開する、ホームなど拠点を整備するという判断をしなければならぬのだが、国などが災害後に出した対策を飲み込めていないので、動くに動けなくなっている被災事業所がある。

これらの事業所に担当制で、スーパーバイザーをつけられないか。不適切な判断をしている法人に関しては、県なり、国なりの判断で、今後の行動を管理することができないか。

2, グループホーム、ケアホームなどの設置に際し、寄宿舍ではなく、一般住居扱いとする基準面積を200㎡以下にして下さい。

疎開者を受け入れる時、今ある入所施設やホームでは、キャパシティに限界があると考えられる。そうすると、急ぎ、物件を借り上げて、ホームとして整備することが必要になるが、今の100㎡を超える物件は、寄宿舍として扱うという解釈が横行している状況では、整備が進まない。200㎡以下は一般住居扱いにするべきだ。

200㎡でやっている県が実際にある。(別添：福島県の要項確認) そう考えると、国の法律改正ではなく、県の解釈レベルで対応できる可能性が高い。

現状、多くの県が指導している100㎡では、4LDK 位までが限界。被災者を疎開で受入、それが、1ヶ月などでは済まないとする、夜勤体制の効率化などを考えると、6人～8人という物件が現実的。

そうすると、部屋数が多い一軒家や小さなアパートなどが対象になるが、100㎡を超えるので、寄宿舍扱いとなり、改修が必要になる。

寄宿舍扱いをクリアするための改修は、部屋や廊下の壁を剥がして防火壁を天井まで上げる、階段の幅の変更、場合によっては、廊下の幅の変更などが求められる。

そんな工事をしていたら、工事日程的に避難者受入が、半年とかかかってしまう。

何より、建築資材が東北の建築資材工場の被災、復興用物件のための資材買い占めで、手に入りにくくなっている現状では、工事ができない。

よって、国として、200㎡までは、特別な工事など必要ない一般住居として扱うというグループホーム、ケアホームなどの設置における解釈を急ぎ確認し、都道府県に周知する必要がある。その際、障害者の居住の場として、不適切な状況があってはならないので、防災計画の策定を規制緩和との引き替えに、義務づけたらどうか。

福祉避難所での対応だけでは、今回は、避難・疎開が長期化する人が多いことが予想されるので、支援体制、アメニティーの視点から、限界がある。GHCH でのきちんとした環境整備を早急にする必要がある。

3, 主要都市毎で結構なので、早急に被災者受入をどのように行ったらいいのかななどの情報を提供する機会を設けて下さい。

被災地の状況を知りたい、その上でできる限り支援を行いたいと思っている障がい福祉関係者はたくさんいる。

その人達に、情報提供する機会を設けて欲しい。

内容としては、被災状況、それに対しての国などの対策の説明、Q&A などになると考える。

追記

例えば、「施設入所支援の支給決定」を持っている人が「民間アパートの借り上げによる福祉避難所」へ避難した場合。

「職員配置が入所施設基準並（満たなくても認めて欲しいが）」であれば、福祉避難所の借り上げ部分は災害救助法で支弁→受入事業者へ、「被災地からの同行の職員は自立支援法から給付→被災事業者へ」というように、両方の制度を同時に使える用意し、受入先への支弁と送り出し先の運営保全を保証しないと、福祉避難所設置、転開などが進まない。

自立支援法だけで、現地対応すると、例えばGEM利用者などは、避難地・被災地両方で家賃負担などが発生してしまう。

事業所は被災地に残り、利用者は疎開した場合の事業所保証をどうするのか？

津波で倒壊した施設は激甚災害？ 原発関連は単電保障？などの整理と受けられる対策の見通しを被災現場は求めています。

現場の被災事業所などの声から

○通所施設が津波で流された。仮通所施設を設置して利用者の通所を開始することで、ストレスマネジメントをしたい。敷金や家賃の補助をして頂きたい。

○施設・ホーム改修・移転費用の確保と手続きの簡略化、手続きの情報提供、コンサルティング働いてしまってもいいのかも判断が難しい。

○仮設住宅・施設設置の福祉目的優先設置。例えば、すでに空いていた物件は被災者の入居、利用で埋まってしまった。物件の確保が新規設置でないと難しい。

○ガソリン不足で動けなくなっている訪問系事業所の補償。訪問できないので、介護報酬が入らない。自立支援法の新単価での微変緩和措置のように、被災事業所の動けない期間に何らかの支援がないと事業所が潰れるしかない。

○原発の自主避難エリアでは、経営者が何があっても動かないという方針の施設で、職員集団と大きな溝ができています。経営者の国の制度などを読み込み、現状を打開する方針を見出す能力に疑問の声が出ている。経営の継続という視点から自己保身で動かないのではないかとという声が多数ある。

このままでは、介護崩壊を起こす。国から、強制避難を指示して頂けないと、職員がパーンアウトするか、集団で障がい者を残して離職するか、という瀬戸際になっている。仮に法人が避難した場合には、訪問系サービスなどで支援していた障がい者が孤立する。誰が支援するのか、考えて欲しい。

(文責：副代表：NPO 法人ふわり 戸枝陽基)

自由民主党
障害者特別委員会
委員長 衛藤 晟一 様
厚生労働部会
部会長 田村 憲久 様

全国児童発達支援協議会
会長 加藤 正仁

東北地方太平洋沖地震に対する緊急立法措置についての提案・要望書

この度の震災で被災された障害のある子どもとその御家族に対して、当協議会は以下のような緊急の支援と通園施設等の復興支援が必要と考えます。

I : 緊急を要する事項

1. 在宅障害児の安否・所在確認
 - ① 避難所で過ごすことができない子どもの安否・所在の確認と障害児・者に特化した対策拠点の設置
 - ② 障害児(手帳の所持にかかわらず、市町村が発行している障害福祉サービス受給者証を所持している児童も含む)のリストの確定と安否の確認
 - ③ 災害により②のリストが準備できない場合、障害福祉サービスの請求事務に基づくリストの関係者への提供
2. 在宅障害児とその家族の避難場所の確保
 - ① 医療的ケアが必要な在宅障害児の医療機関への優先的受け入れ
 - ② 避難所での生活等の継続が困難な子どもと家族に対する福祉的避難場所の積極的提供
 - ③ ②に関連して、現在避難所にいる支援の必要な子どもの把握と保育士等の派遣
 - ④ 一時的に福祉的避難場所となっている通所施設等への人的、物的支援の積極的推進
3. 障害児通園施設および児童デイサービスなどの施設・事業所の状況に合わせた支援の実行
 - ① 施設・事業の被災状況の早急な把握
 - ② 再開し始めた施設事業への人的支援体制の実行(可能な限り、従前通っていた事業所で同じような雰囲気での受け入れ)
 - ③ 利用者とその家族の避難所として開放している通園施設や児童デイなどもある。しかし、地域によっては、ガスなどのライフラインの復旧が遅れ、石油ストーブ等の暖房機器で寒さをしのいでいる施設・事業所もある。暖房機器および燃料の適切な配給が必要。
4. 損壊・流出を免れた身近な障害児施設・保育所等への通園保障と一時預かり機能の付与
 - ① 契約の有無、障害種別を問わず身近な場所への通園を早急に開始できる体制整備
 - ② 障害児関係施設がなくなっている場合には、公民館等の利用勧奨や保育所等への受け入れの勧奨
 - ③ 保護者の生活再建活動を支援するために、上記施設での一時預かりが可能になる体制整備
 - ④ ボランティアなどによる送迎手段の確保(車両などの確保も含む)
5. 医療的ケアを要する児を含む重度障害児の受け入れに向けた看護師・保健師の派遣

II : 発達支援事業再開に向けた要望事項

1. 一時的な事業再開のための施設基準・配置基準の緩和
2. 損壊した障害児通園施設・児童デイサービス事業所の再建補助、学校等の空き教室の貸与勧奨
3. 損害を受けた教材教具・備品器具・消耗品等の整備、送迎車両の復旧と整備の促進
4. 職員が復帰不能になった場合の職員確保(当面はボランティアで対応も可とする)
5. 事業継続のための保障(日々の出席数に依らない定員に基づく月ごとの定額保障など)

III : 今後の中長期的な体制整備

1. 1995年に発生した阪神淡路大震災以後に検討された災害時の障害児・者に対する対策を再確認し、今回の震災を通して浮上した新たな課題を明確にし、関係団体の意見と協力に基づいた体制を構築する
2. 近隣市町村ごと(もしくは障がい保健福祉圏域)の連絡連携を制度化し、被災者の相談・支援要請の受発信体制を重層化し、個人・地域の孤立無援化の阻止を図る

平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 殿
厚生労働部会長 田村 憲久 殿

DPI日本会議
議長 三澤 了

東日本巨大地震・津波災害対策についての要望

日頃より障害者施策の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この度の、正に未曾有の大災害に見舞われた東日本。震災後1か月が経った今もなお、安否確認すら不完全な状況が続き、福島では更なる避難指示等が出されるなど、被災地で障害のある人々がちゃんと避難できているのか、避難所で暮らせるのか、私たちは同じ障害のある仲間として、また支援者として心配は尽きません。

48 私たち(DPI、JIL、ゆめ風基金、共同連、インクルネット)は、今回の大災害で被災された多くの仲間(障害のある人々)に対して、大至急かつ継続的に必要な支援をすべきであると考え、3月14日に「東日本(東北関東)大震災障害者救援本部」(東京・大阪)を立ち上げ、既に現地被災地支援センターを宮城県(仙台)、福島県(郡山)で開設しており、間もなく岩手県(盛岡or宮古)でも設置の予定です。他のさまざまな団体と協力をしながら、私たちができる支援を全力を尽くして行っておりますが、震災救援活動の中で、安否確認が最も遅れたのが地域の中で孤立して暮らしてきた障害者や高齢者でありました。

必要な支援を得ながら、社会参加をし、様々な関係をもって地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティこそ、真に災害に強い社会であると考えます。今後、検討が進められる復興策の中で、旧来の姿への復旧だけを目指すのではなく、インクルーシブな地域社会への新生が重要項目として盛り込まれなければならないと痛感しています。被災から再生を目指した活動の上からも、今後の障害者政策のあり方が大きな焦点となることをふまえて取り組んでいく必要があることを、現在実践中の支援活動から見えてきました。

そこで、現状のニーズ、及び復興に向けた提言を別紙のとおり申し上げます。

復興法案に関する基本的視点

- ・「障害者や高齢者等の支援とバリアフリーの街づくりを復興構想・法案のメインストリームに」
- ・「障害者や高齢者が安全・安心に暮らせるインクルーシブな地域社会への新生となる復興策を」
- ・「ユニバーサルデザイン、バリアフリーを復興策の標準に」

災害に強い街・社会への再構築のキーポイントは、障害者・高齢者施策と融合した復興策！

緊急対策

○個人情報

在宅の障害者がどこにどういるか、役所等といあわせても、個人情報保護法のために名簿を見ることができず、確認することができない。支援するために大変齟齬をきたしている。個人情報保護法の一部手直しや運用面での工夫が至急求められる。

○情報保障

災害対応の記者会見、その他報道番組への字幕付与を強く要望したが、各放送局で他の通常時に比べて字幕付与の割合がどの程度増加したのか、数値を出していただきたい。

○自立支援法関係等の被災現地の状況をふまえた制度運用について

①被災現地におけるヘルパー不足の状況をふまえて、重度訪問介護や行動援護等のみなしヘルパー制度を。

(例えば、仙台市では、重度訪問介護で支給決定されている人はALSや筋ジスだけで、脳性まひなどほとんどの障害者は身体介護+家事援助で支給決定されている。そのため2級ヘルパー以上の資格が必要です。2級ヘルパーの養成研修は130時間必要ですから、現実的には無理です)

②被災地支援センターや福祉避難所等を一時的にデイケア事業としてみなした制度適用等の支援を。

③居住環境の変化やそれまで利用していた生活介護等が使えない場合などにおいて、居宅介護、重度訪問・行動援護等の支給決定時間の延長等の柔軟な対応と国の財政支援を。

(例えば、新潟に避難した人の中にふだんは日中活動を使っている人もおられたが、避難先ではその日中部分も介護をつけることになった。その部分を、市町村の担当者に話しても、なかなか認めたくない感じだった。市の担当者と話しても「勝手に自主的に避難しているだけでしょう」とまで言われて、平行線なので、県に厚労省の通知のことも含めて話をしたが、市町村にはいっておくというので、再度、市町村との話に戻ってしまう、ということがあった。市町村だけでは前に進まないの、国がきちんと財政支援を行うことが必須)

④厚生労働省が出している「補聴器や日常生活用具の再給付、再交付については、耐用年数未満でも行うこと」、「身体障害者手帳の再発行については、過去の申請、診察の結果等により医師の判定等を省略して、すみやかに発行すること。」などの事務連絡につき、実効性を確保する施策を講じていただきたい。

⑤居住市町村以外での生活を余儀なくされている障害者への福祉サービスについて、地域生活支援事業によるコミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記派遣など)や日常生活用具の支給は、市町村が実施主体とされているので、他の市町村に避難している被災者が従前のサービスを受けられるよう格段の配慮を払うと同時に、同様なサービス提供が可能であることを被災者への周知していただきたい。

⑥身体介護、家事援助、重度訪問介護、行動援護、通院介助、移動支援等、細分化しているサービス体系と資格要件を、被災地・被災者に限り、できるだけ簡略化(一本化が望ましい)していただきたい。

(例えば、身体介護では掃除や片づけなどはしてはいけない。家事援助では見守り的な支援はできない。また区分ごとに資格要件により、せっかく支援できる人材が居ても、こうした制限が足かせになっている。事業者も被災者であることから、少ない人材での派遣管理・請求事務も非常な負担となっている。こうしたサービス事項と資格要件の制限は避難生活者のニーズ、なんとかしようという事業者の想いとかげ離れていることから、特別な対策が必要)

⑦被災地(自主避難含む)のホームヘルプ事業所や相談支援、小規模作業所等の地域生活支援等にかかる費用は、災害復興に関する国の補助(全額国庫負担)としていただきたい。

H23 公共事業予算のうち5%を執行留保していることについては、ただちに中止すること。

【理由】

- (1) H23 予算組み替え動議に示したとおり、4Kパラマキをやめることはもとより、H23 公共事業予算は28%（3割）増額するべきであり、5%留保は理屈もなく、もってのほか、論外である。断じて認められない。
- (2) 地方の公共事業を災害援助の費用にまわすというように、どうしてもとられるという絶悪なる負のアナウンスメント効果を生ずることになる。
- (3) 日本全体の元気を取り戻さなければならない時に、地方の方から経済活動を収縮させようとする事、冷え込みを助長することについては、耐え難い政治の失敗である。応援しようとしている自治体までダメにするものである。
- (4) 地方の行政の現場では新規需要、新規陳情をはねつけているのが実態である。政府はこのことについて認識しているのか。
- (5) 災害対策に反対するものではなく、必要なものは国債を発行すればよい。

宮城県石巻市（福）祥心会「ひたかみ園」の状況

ひたかみ園入所者用仮設住宅
(建て替えまでの間)



3月1日

ひたかみ園建て替えの
為、入所者は仮設
住宅に引越し。地震
当日は空いていた

利用者引越し



- ・震災発生直後から空き施設となった「ひたかみ園」に自衛隊が救出したり、日赤病院での治療を終えた人が避難している。
- ・4月10日現在 福祉避難所の指定はうけていない。(宮城県からは「福祉避難所には該当しない」という回答。)
- ・既存サービス事業所のスタッフと全国から集まったボランティアによって24時間対応を行っている。
- ・運営費はどの事業の対象にもならない(判断しかねる)ため現在は全て祥心会による「持ち出し」

3月11日 地震発生後

自衛隊の近くに建設された施設のため飛行訓練の音が激しく防音対策のために建て替え予定(3月下旬建て替え予定)だった。



知的障害者入所更生施設「ひたかみ園」
現在は「ひたかみ福祉避難所」としている
(福祉避難所指定なし)

避

難

家族

精害

児童

知的

身体

4月10日現在
要援護者35名
家族35名 避難

平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会
障害者特別委員長 衛藤 晟一 様
厚生労働部会長 田村 憲久 様

福祉と安全・共生のまちづくり計画を復興の理念に

～被災障害者の生活と援助を確保するための施策に関する意見～

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 山田 優

1. 今回の震災は、地震、津波、原発、計画停電と多岐にわたる事態が同時に存在し、従来の「被災地」概念を超える範囲でそれぞれに困難な状況をかかえる障害者がいる。被災者の中には障害者のみではなく高齢者もいる。要援護者への対策はできるだけ多くの人たちに対応できるようにするため、ユニバーサルな考え方を取り入れたものとすべきである。被災者を一律的に線引きすることなく、生活の実態に合わせて自立を支援しなければならないと考える。

2. 復旧復興予算を物だけではなく、人にも投下していただきたい。被災して多くの人たちが仕事を失っている一方、障害のある人たちは支援者を失っている。

一般の人たちが自立した生活を取り戻す上で、避難しつつも新しい生活の糧となる仕事をより早く手に入れることが活力を生み出すことにつながる。特に、障害のある人たちへの支援をめざす者には必要な資格が取れるように就労支援したり、支援者を求める障害者や地域の事業所のニーズにこたえる窓口機能を早期に避難所や仮設住宅等に設けてほしい。

3. 今回の震災で新たに障害を受けた人たちもいる。障害者の中には、これまでの生活では支援を必要としなかった人たちでも、震災により家族を失ったり、社会環境あるいは物的環境が変化してしまったことにより支援が必要となっている人たちもいると思われる。

これら新たに支援を必要とする状態に至っている人たちの把握を急ぐ必要があり、できるだけ早く適切な支援の手がさしのべられるようにしてほしい。

4. 阪神大震災の時と大きく異なるのは、入所施設中心の障害者福祉から地域福祉への大きな政策転換がすすんでいる点である。障害者の災害時緊急避難先として、従来の施設等の空きを中心とした避難対策では、それまでの生活とかけ離れたものになってしまう。

障害者の避難については、それまでの所属や援助者とのつながり、地域とのつながり等を可能な限り生かせる形の避難方法を検討すべきである。そのためにも受け入れの場の多様性を確保する必要がある。あいている社宅、グループホーム単位で使用できる住宅、ホテル、旅館等、比較的使いやすい場を借り上げるための対策を普段から検討しておく必要がある。

5. 避難所から、仮設住宅、復興住宅と施策をすすめる時に、一般の人たちだけではなく、障害のある人も視野に入れた福祉と安全共生のまちづくり計画を復興の理念として掲げていただきたい。

グループホームとして使用していた建物が倒壊したり、流出しているところもある。また障害者も高齢者も安心して住める場を確保するために仮設住宅や復興住宅にも「グループホーム」という福祉居住スタイルを組み込む必要がある。その場合、障害者だけを特定の地域に集めることにならないように、様々な人たちが交わりつつ暮らしているという地域の有り様をできるだけ壊すことのないように施策をすすめていただきたい。

また、地域の中で障害者が援助者とのつながりをできるだけ失うことがないように配慮することが重要である。訪問して支援する人たちやグループホーム・通所事業所等で支援する人たちが障害者や高齢者の日常をこれまで通り支えられるよう、バックアップをおこなうことが大変重要である。

また、阪神大震災の折に仮設住宅や復興住宅における高齢者の孤独死が大きな社会問題となった。このような事態をできるだけ少なくするためには、仮設住宅や復興住宅の中に一定程度の距離で住民が集まって話しをしたりできる集会所を設けることが大切であると考えられる。

6. 被災直後の状況からは改善されつつあるが、障害のある人たちだけでなく、援助者にとっても様々な困難が生じている。特にガソリン供給不足から、「緊急車両」の指定を受けられないと給油のため長時間並ばなければならない状態がつづいた。しかし、警察によって指定の判断が異なり、多くのグループホームは緊急車両の対象と認められなかった。一人で夜間勤務することが多い援助者が並んでガソリンを入手することは無理であり、その結果、足となる車で支援物資を受け取りに行ったり、各ホームに届けて回ることが困難を極めた。また、公共交通機関が途絶する中、援助者の勤務にも支障が出ていた。

今後、被災時には、介護職にある者やグループホーム・通所の事業所に対しては「緊急車両」の指定をおこない、障害のある人たちへの援助に支障を来さないような対策をとるべきであると考えられる。

7. グループホームの建物が倒壊したり、津波で流出してしまっことで大きな財政負担を負うことになった場合の対応策が必要であると考えられる。今回の震災が年度末であったことも災いして、グループホームを新築している途中で被害に遭ってしまったところが多いように思われる。この場合、建てたものの支払いと、再度、建て直さざるを得ないあるいは修理せざるをえないことによる負担が生じることとなる。グループホーム運営者が、こういった過度の負担を背負うことにならないように、これらの事態に対応する対策を検討していただきたい。